

# 渋谷区環境基本計画 2023

変えよう意識を、動こう今すぐ  
みんなのために、自分のために



令和5（2023）年4月  
渋谷区



## はじめに

今、地球温暖化が急速に進み、そのために世界には水没の危機を迎えている国もあります。温室効果ガス削減の国際協調が求められる中、わが国は、2050年までにカーボンニュートラルを目指すことを表明し、2030年までの温室効果ガスの排出削減目標をそれまでの目標値から大幅に引き上げました。

今般の「渋谷区環境基本計画2018」の改定は、CO<sub>2</sub>削減に国内外がダイナミックに動く中で、渋谷区で暮らし、働き、学び、訪れるすべての人々がいかに行動すべきかをよりの確に示すものとすることに重点を置きました。今後、区は本計画に掲げる数値目標達成に資する新たな施策を、引き続き幅広く検討し、区民等のご理解を得つつ、実現可能なものから実施していく考えです。

しかし、環境問題は、区の取組・施策のみで解決できるものではなく、日々の生活や事業活動における自主的なCO<sub>2</sub>の削減努力もまた重要です。特に、電力等の主要エネルギーが主に化石燃料から作られている現状で本計画のCO<sub>2</sub>削減に係る数値目標を達成するには、電力等の使用をいかに必要最小限に抑えるかが課題となります。この課題の対処には相当の困難が伴うと予想され、それを克服するための工夫と不断の取組が、CO<sub>2</sub>排出に係るあらゆる主体に求められます。忘れてはならないことは、この取組は、自分や家族はもとより、区内のすべての人、ひいては人類全体の生活環境を守ることに繋がっているということであり、環境問題は誰かが解決してくれるのではなく、解決の主役はすべての人であるということです。

計画の副題「変えよう意識を、動こう今すぐ みんなのために、自分のために」には、様々な個人・団体の環境改善に向けた意識改革と自主的かつ積極的な行動が重要であるとのメッセージを込めています。本計画をご覧いただいている皆様それぞれの立場で、より環境負荷の小さい生活・事業活動をどのように実現するかを考え、実践し、是非それを継続していただきたいと思います。区も環境改善に向け皆様とともに全力で取り組んでまいりますので、ご理解・ご協力をお願いします。

令和5（2023）年4月

渋谷区長 長谷部 健

第1章 計画の基本的事項	1
1.1 計画改定の趣旨	1
1.2 計画の位置づけと役割	2
1.3 計画の構成	3
1.4 計画の期間	3
第2章 渋谷区の環境を取り巻く現状と今後の動向	4
2.1 カーボンニュートラルの実現に向けて	4
2.2 渋谷区のいまとこれから	5
第3章 計画が目指す渋谷区の姿と目標	7
3.1 計画が目指す渋谷区の姿	7
3.2 目標	8
第4章 目標の実現に向けた施策の展開	15
4.1 施策体系	15
4.2 各分野の施策	18
1 暮らし	18
2 みどり・生きもの	25
3 資源・ごみ	32
4 エネルギー・温暖化対策	39
5 意識	49
4.3 リーディングプロジェクト	54
第5章 推進体制及び進行管理	59
5.1 推進体制	59
5.2 進行管理	60
資料編	61
1 渋谷区環境基本計画策定アドバイザー	62
2 シブヤ若者気候変動会議発足メンバー	62
3 検討の経緯	63
4 用語解説	64

# 第1章 計画の基本的事項

## 1.1 計画改定の趣旨

本区は、平成13（2001）年に「渋谷区環境基本計画」を策定し、区を取り巻く情勢変化に対応しながら、地域環境の保全及び創出に取り組んできました。

地球温暖化などが原因となって環境変化が加速していく中、国際社会では、気候変動対策の国際的枠組「パリ協定」の発効、「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）」を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の採択など、持続可能な社会の実現に向けた取組の重要性が高まりました。

令和3（2021）年、国連の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が、近年の異常気象の原因が人間の活動にあることに議論の余地がない旨を指摘し、パリ協定のもとで進めてきたわが国の温室効果ガス削減目標の大幅な引き上げの契機の一つとなりました。

これらの動き受け、区は、平成30（2018）年に策定した「渋谷区環境基本計画2018」並びに区民等<sup>※</sup>・事業者・区の環境保全に向けた行動の指針となる「行動計画」を見直すこととしました。この間にも、気候危機をはじめ、生物多様性の損失、プラスチックごみによる海洋汚染などの地球規模の環境問題が深刻さを増しています。これら人類共通の大きな問題の解決に向け大切なことは、小さなことでも、着実に実践していく心掛け、「積小為大」の姿勢です。区民等・事業者・区の各主体には、ライフスタイルや事業活動のあり方を見直し、たとえ一つ一つの取組の効果は小さくとも、できることは可能な限り多く、そして早く実践していくことが求められています。

なお、この計画に掲げる温室効果ガス（二酸化炭素）排出量等、すべての主体が目指すべき新たな目標のうちの一部は、国の設定する2030年目標等からバックキャストिंगして設定しており、将来世代に住みよい環境を残すために必要な最低限の目標値となっています。

※区民等：区民、就業者、買い物で訪れる人々等を含む

## 1.2 計画の位置づけと役割

渋谷区環境基本計画は、「渋谷区基本構想」において示す区の将来像を環境面から実現していくための最も基本となる計画であり、環境分野全般にわたって総合的かつ計画的な施策の推進を図るため、次の3つの役割を担います。

また、本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」を兼ねます。

### 【計画の役割】

- ①渋谷区の望ましい姿について共通認識を示すもの
- ②区の環境政策を体系化し、総合的に推進するための方向性と推進体制を示すもの
- ③区民等及び事業者の参加と行動を促す指針となるもの

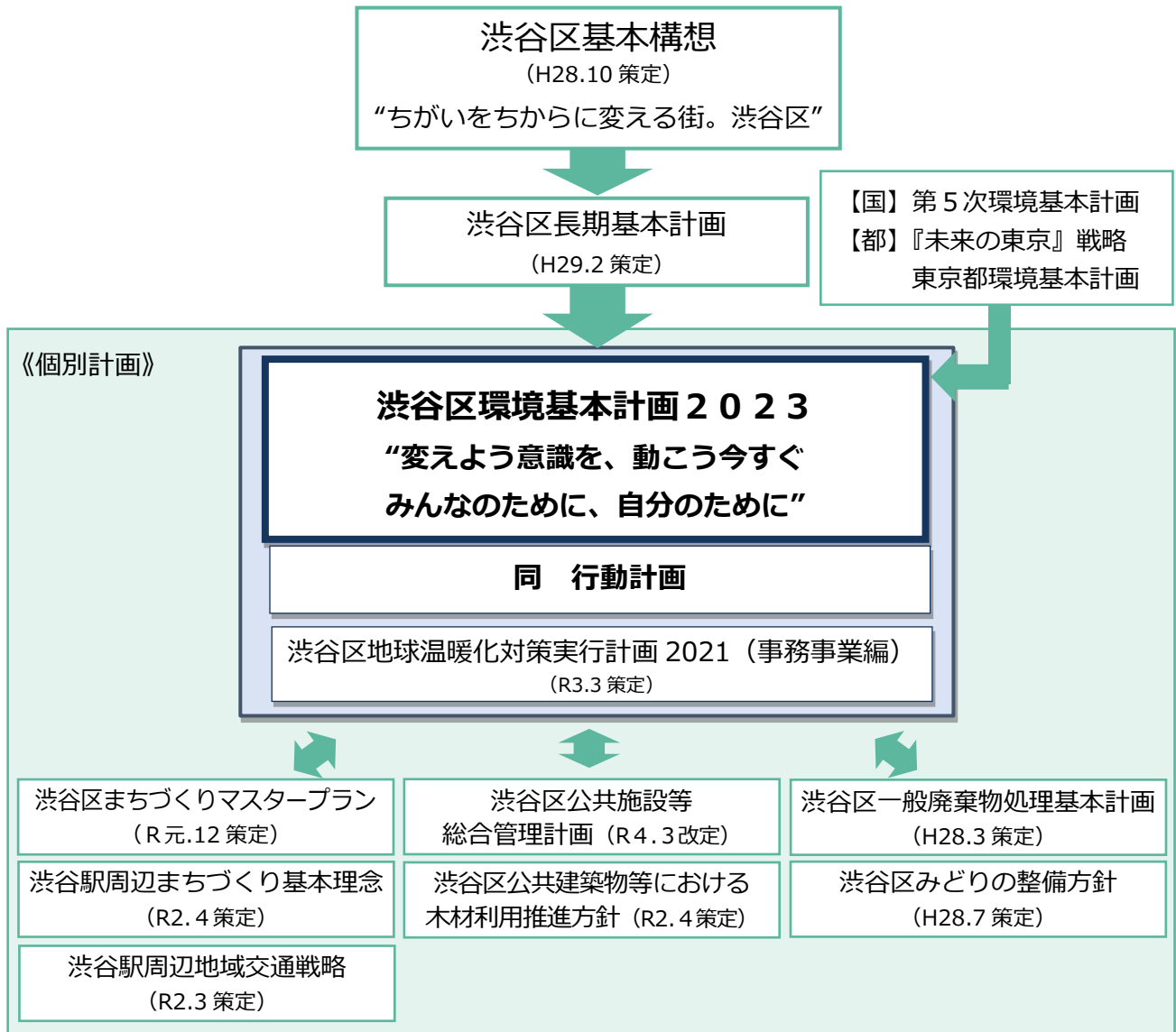


図 1-1 計画の位置づけ

## 1.3 計画の構成

本計画は、下図に示す5章で構成します。

また、本計画に基づき区が進める事業の実施内容と、区民等・事業者・区の環境保全に向けた行動の指針を示す「渋谷区環境基本計画 2023 行動計画」を策定します。

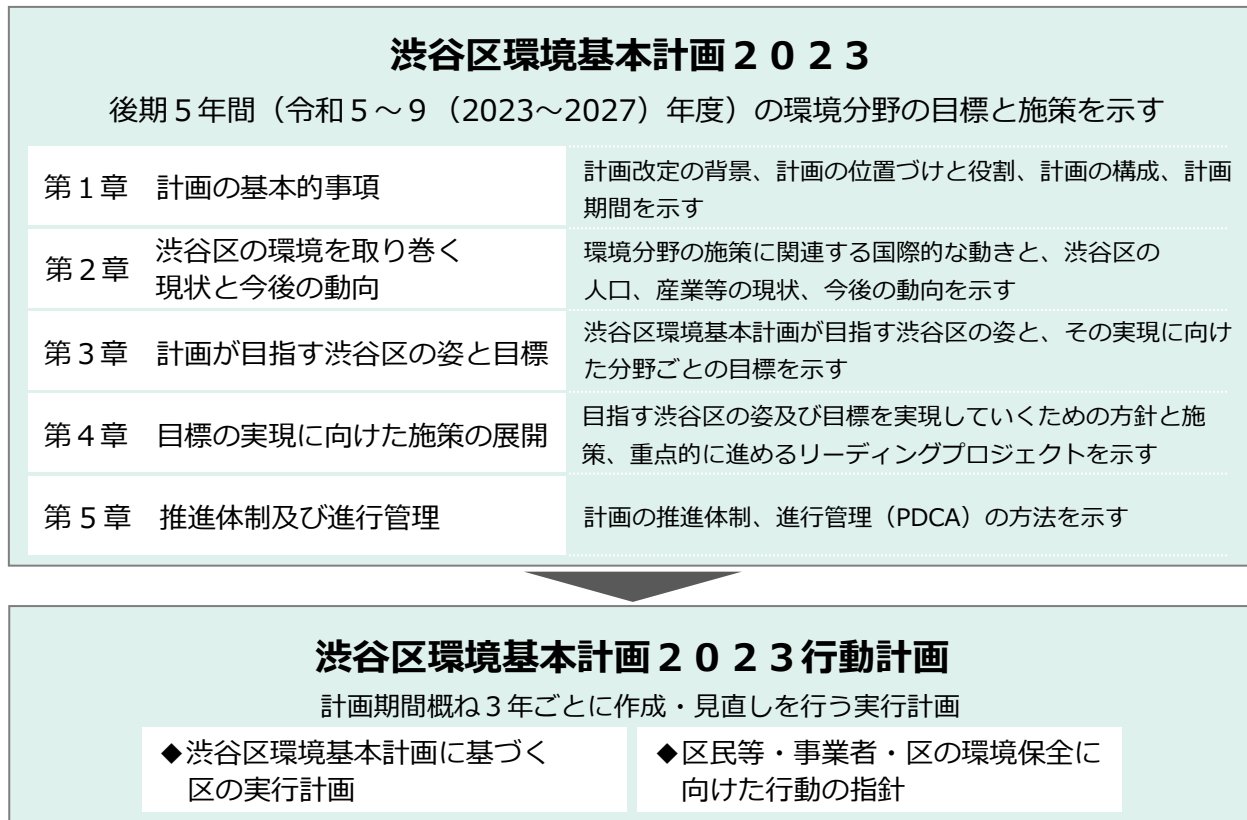
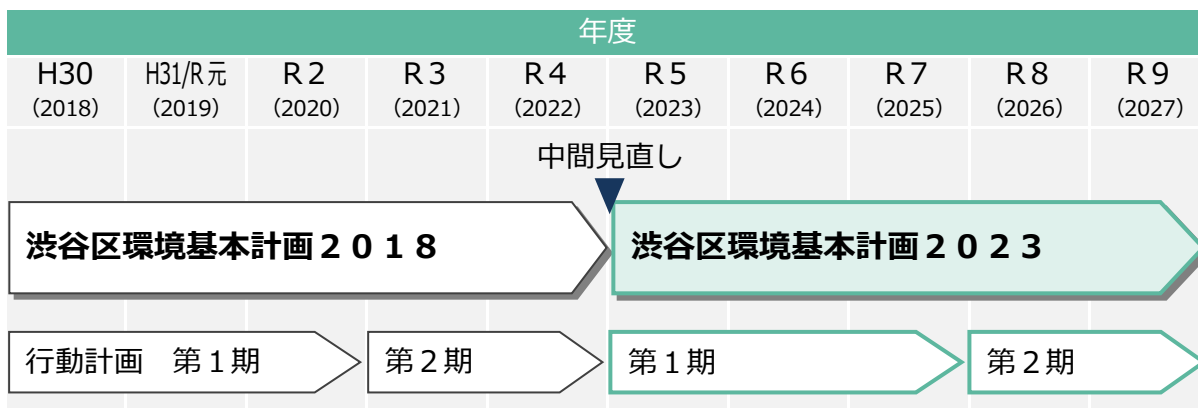


図 1-2 計画の構成

## 1.4 計画の期間

本計画の計画期間は、平成30（2018）年度から令和9（2027）年度までの10年間であり、中間見直し後の本計画の計画期間は、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間とします。



# 第2章 渋谷区を取り巻く現状と今後の動向

## 2.1 カーボンニュートラルの実現に向けて

近年、国際社会共通の目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」が社会に浸透するとともに、深刻化する気候変動の影響を背景に、世界全体がカーボンニュートラルの実現に向け大きく動き始めました。

平成30（2018）年にIPCCが公表した「1.5℃特別報告書」では、「気温上昇を止めるためには、2030年までにCO<sub>2</sub>排出量を半減し、2050年頃までに正味ゼロとする必要があること」が示されました。また、第6次評価報告書の第I作業部会報告書では「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」と記されています。

国では、令和3（2021）年に改正した「地球温暖化対策の推進に関する法律」に、2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念として位置付けました。その後閣議決定した「地球温暖化対策計画」では、「2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。」ことが新たな目標に掲げられました。

東京都は、令和元（2019）年5月に、気温上昇を1.5℃に抑えることを追求し、2050年までに、世界のCO<sub>2</sub>排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」を宣言しました。さらに、都内温室効果ガス排出量を2030年までに50%削減（2000年比）すること（カーボンハーフ）を掲げ、対策を進めています。

このような国内外の動きを受け、渋谷区においても、持続可能な社会とカーボンニュートラルの実現に向け、気候変動対策に一層力を入れていくことが急務となっています。



図 2-1 持続可能な開発目標（SDGs）の17の目標

出典：国際連合広報センターHP



## 2.2 渋谷区のいまとこれから

●人口は約23万人で推移、単身世帯は更に増加

令和5（2023）年1月1日現在、住民基本台帳に基づく区の人口は229,412人、世帯数は140,597世帯です。人口は、平成10（1998）年前後から増加傾向にあり、新型コロナウイルス感染症の流行が国内で本格化した令和2（2020）年以降、23万人前後で推移しています。「令和2年国勢調査」に基づく1世帯当たりの人口は1.61人で、東京都全体の1.92人、特別区全体の1.85人を下回っており、単身世帯が「平成27年国勢調査」より更に増加しています。

●今後約20年間は続くと見込まれる人口増加

令和2（2020）年度に区が実施した人口推計では、総人口は令和27（2045）年の24.8万人をピークに減少に転じる見込みです。渋谷区は、国と比較して25歳～54歳の割合が高いことが特徴ですが、生産年齢人口は令和12（2030）年を境に減少をはじめ、高齢者人口が加速度的に増加すると推計されています。

●23区内で4番目に高い昼夜間人口比率

働き、学ぶために区外から渋谷区を訪れる昼間人口が多いことも特徴の1つです。「令和2年国勢調査」に基づく昼間人口は、633,452人です。夜間人口に対する比率は約2.6倍で、千代田区、中央区、港区に次いで高い比率となっています。渋谷区には、これに加え、買い物や観光などで多数の人が日々訪れています。

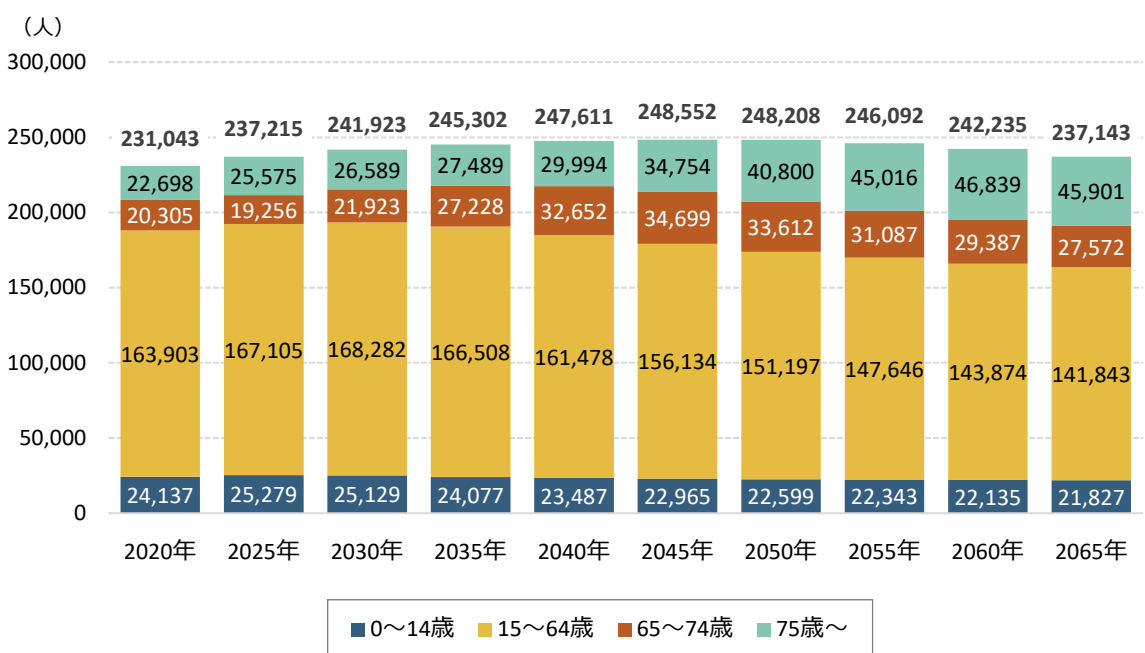


図2-2 年齢4区分別の将来人口推計

●脱炭素、環境への取組を成長のチカラに

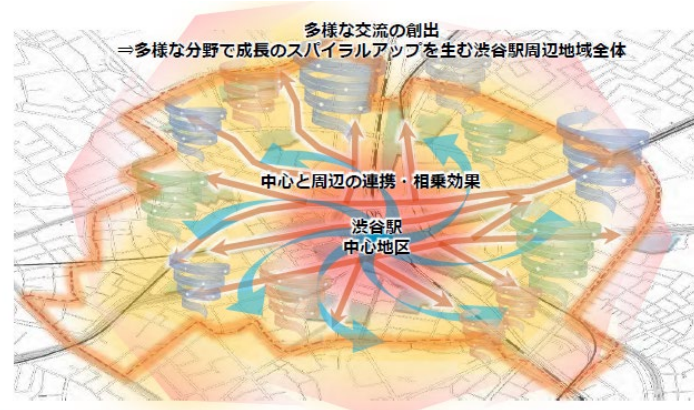
渋谷区は、「情報通信業」をはじめ、「不動産・物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「金融業、保険業」など、情報を活用して社会経済に働きかける産業が集積した地域です。

その中心部ともいえる渋谷駅周辺のまちづくりは、令和2（2020）年から第2ステージに入り、情報発信機能と高度な国際競争力、そして安心・安全な都市基盤とつながるまちづくりの推進を図り、より一層の渋谷の魅力向上を目指すことを、次の20年を見据えた基本理念に掲げ、更なる発展を遂げようとしています。

金融面から企業に対して脱炭素化を促す動きが世界全体で更に加速する中、脱炭素をはじめとした環境に配慮した事業活動に取り組まなければステークホルダーから評価されなくなる時代を迎えつつあります。

そのような中で渋谷のまちを持続的に発展させていくためには、エネルギーの効率的利用、脱炭素化に率先して取り組んでいくことが求められます。

同時にこれからは、環境に配慮した事業活動に取り組むことがビジネスチャンスにつながる時代でもあります。国は、カーボンニュートラル実現に向けた対応を成長の機会として捉え、経済社会システム全体を変革していく「グリーントランスフォーメーション（GX）」を進めています。渋谷区もその強みを活かして、脱炭素、環境への取組を成長のチカラに変えていくことが、今求められています。



中心と周辺の連携・相乗効果を生む、未来を見据えた渋谷駅周辺地域全体の道標となる基本理念



図2-3 渋谷駅周辺まちづくり基本理念

# 第3章 計画が目指す渋谷区の姿と目標

## 3.1 計画が目指す渋谷区の姿

**変えよう意識を、動こう今すぐ  
みんなのために、自分のために**  
持続可能な社会とカーボンニュートラルの実現に向け、  
一人ひとりが意識を変え、行動するまちへ

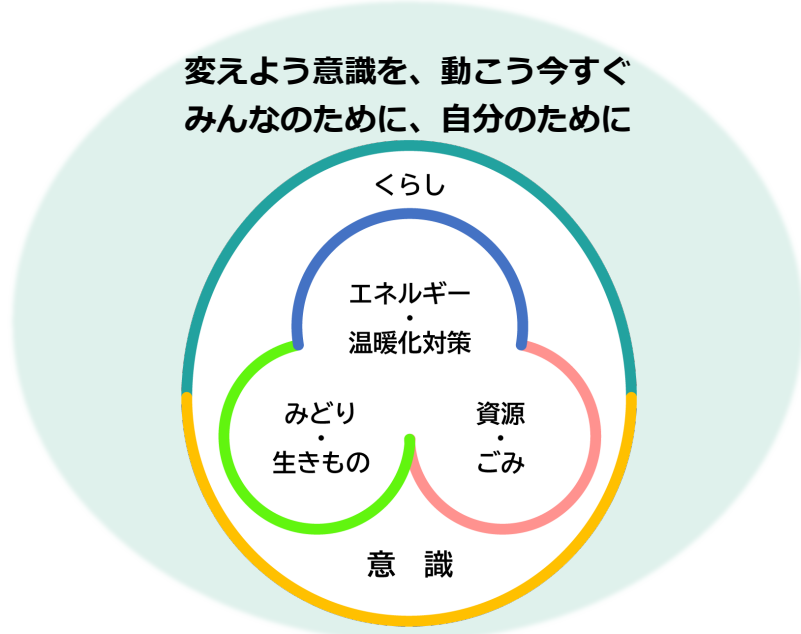
私たち人間の活動がもたらしたとされる気候変動、プラスチックごみをはじめとした資源の消費と不適正な管理、生物多様性の損失。これら地球規模の環境問題は、洪水等の気象災害、私たちの暮らしや社会経済活動に多大な影響を及ぼしつつあります。

これらの問題には、大量の化石燃料を中心としたエネルギーや資源の採取、消費によって成り立っている私たち一人ひとりの日常生活や今日の社会経済システムが深く関わっています。

その解決に向けては、一人ひとりが気候変動をはじめとする様々な環境問題に意識を向け、自らできることを知り、ライフスタイル、ビジネススタイルに合わせてできることを選択して実践していくことが何より重要です。

このような行動の積み重ねが、渋谷区を越えて地球環境の保全に貢献し、持続可能な社会を実現する力を生み出していきます。それらによってもたらされた社会の変化は、人々の意識をさらに変え、持続可能な社会とカーボンニュートラルの実現に向けた人々の行動を加速する力となっていきます。

本計画では、「変えよう意識を、動こう今すぐ みんなのために、自分のために」を目指す渋谷区の姿とし、「暮らし」、「みどり・生きもの」、「資源・ごみ」、「エネルギー・温暖化対策」、これらの取組を進めるベースとなる「意識」の5つの分野を柱に施策を進め、一人ひとりが意識を変え、行動するまちを渋谷区において実現していきます。



## 3.2 目標

計画が目指す渋谷区の姿の実現に向け、「暮らし」、「みどり・生きもの」、「資源・ごみ」、「エネルギー・温暖化対策」、「意識」の各分野について、目標像と令和9（2027）年度を目標年度とする数値目標を掲げ、施策を進めていきます。



### 世界中から訪れる人々に誇れる快適で美しいまち

公共交通やエコカーを使う。ポイ捨てや落書きをしない。住む人・働く人・学ぶ人・訪れる人が協力してまちをきれいにする。

1つひとつの小さな気遣いと行動が積み重なっていくことで、静けさの感じられる住環境が守られ、にぎわいの中にも快適さが生まれる。

そうして、訪れる人に誇ることのできる、さわやかな空気に包まれた美しいまちをつくる。

#### 数値目標

令和9（2027）年度の目標値		現状値 <sup>※3</sup>
◆大気汚染物質の環境基準	全地点達成	二酸化窒素 5/5 地点達成 オキシダント 0/2 地点達成 (令和3（2021）年度・区測定局)
◆自動車騒音の環境基準	全地点達成	2/5 地点達成 (令和3（2021）年度)
◆区内の落書き消去 美化指数 <sup>※1</sup> の向上 (重点地区 <sup>※2</sup> 内の落書き密集地の美化指数平均)	90%以上	86.3% (令和3（2021）年度)

※1 まちなかの特定の場所の落書きの状況を、画像を用いて AI 解析する本区独自の技術に基づく、まちの美観の度合い。画面全体を 100% とし、そこから落書きの占める割合を差し引いて表す。数値が 100% に近いほど落書きが少ない。

※2 AI 解析の対象として指定する区内の落書き多発地域。原則として、毎年地区の指定替えを行っている。

※3 出典：渋谷区資料

#### 【数値目標の考え方】

区民が安心して暮らせるまちを実現していくため、環境基準未達成の地点のある大気汚染物質（二酸化窒素、オキシダント）と自動車騒音を指標とし、環境基準への適合を目標とします。

また、誰もが快適に過ごせる美しいまちを実現していくため、まちの美化の中でも大きな課題の1つとなっている落書きをなくすことを目標とします。



みどり・  
生きもの

## 小さなみどりがつながり、多様な生きものを育む、みどり豊かなまち

まちに残された緑や水辺を大切にする。まちなかで花や緑を育てる。そうして育てられた小さなみどり\*がつながって、台地と谷地を結ぶ緑と水の大きな軸となり、人々に憩いや潤いを与え、暑さをやわらげ、多様な生きものを育てていく。さらに、緑と水の軸は、渋谷区を越えた自然の中に広がり、より多くの生きものを育む場となる。

みどりの大きなつながりを一人ひとりが意識しながら、身近なみどりを育み、みどり豊かなまちをつくる。

\*本計画では、樹林、樹木、生け垣、草花といった植物だけでなく、公園、河川、街路樹の他、公共施設や民有地における屋上緑化などの施設緑化も含んだ、都市景観を構成する自然を「みどり」と称します。

### 数値目標

令和9（2027）年度の目標値	現状値*
◆緑被率 23%以上・緑視率 25%以上の達成	緑被率 22.8% 地点別緑視率平均値 24.7% (令和4（2022）年度)

\* 出典：渋谷区みどりの実態調査（令和4（2022）年度）

### 【数値目標の考え方】

区では、平成13（2001）年以降、緑被率23%、緑視率23%を数値目標に掲げ、みどりの保全と創出を進めてきました。平成25（2013）年度に実施した調査の結果、地点別緑視率平均値は目標を達成しましたが、緑被率については未達成でした。

みどり豊かなまちをつかっていくため、未達成の緑被率については、公園整備や開発事業に伴う緑化等を推進し、引き続き23%以上の達成を目標とします。また、地上部から確認できるみどりを増やし、みどりの豊かさをより実感できるまちをつかっていくため、緑視率のさらなる向上を目指し、25%以上の達成を目標とします。

なお、令和4（2022）年度に実施した調査では、緑被率が22.8%、地点別緑視率平均値が24.7%でした。目標の達成に向け、引き続きみどりを育む取組を推進します。

### 参考 23区における渋谷区の緑被率

緑被率は、上空から見て樹木や草花に覆われた土地（緑被地）が区域の面積に占める割合です。

渋谷区の緑被率は、令和4（2022）年度現在、23区で2番目の高さで、前計画策定時から3ランクアップしました。

各区の最新の調査結果		前計画策定時	
1	千代田区 23.2%	1	練馬区 24.1%
2	<b>渋谷区 22.8%</b>	2	世田谷区 23.6%
3	港区 22.6%	3	杉並区 22.2%
	練馬区 22.6%	4	港区 21.8%
	世田谷区 22.6%	5	<b>渋谷区 21.3%</b>

\*緑被率の調査年度は、区により異なります。



資源・ごみ

## 可燃ごみの焼却から脱却し、 ごみとなるものを生み出さないまち

毎日のごみを減らす。ごみの分別を守る。食べ物を無駄にしない。

誰もがそれらを当たり前のこととして取り組み、ものを大切に作る心を育む。そして、渋谷区の中にとどまらず、資源を持続可能に使う社会の仕組みづくりへとつなげていく。

そうした意識を持ってあらゆる主体が協力し、不要なものをごみとして燃やすこれまでのスタイルからの脱却を目指して、ごみとなるものを生み出さないまちをつくる。

### 数値目標

令和9（2027）年度の目標値	現状値 <sup>※3</sup>
◆家庭ごみ（1人1日あたり <sup>※1</sup> ） 323g	354g （令和3（2021）年度）
◆事業系ごみ（1人1日あたり <sup>※2</sup> ） 404g	316g （令和3（2021）年度）

※1 家庭ごみの排出量を住民基本台帳に基づく人口及び1年間の日数で割ったもの

※2 事業系ごみの排出量を区内の従業者数及び1年間の日数で割ったもの

※3 出典：渋谷区資料

（参考）渋谷区の1人1日あたりのごみ排出量（家庭ごみと事業系ごみの合計）670gに対し、国全体の1人1日あたりのごみ排出量（令和2（2020）年度）は901g（環境省「一般廃棄物処理事業実態調査（令和2年度）」より）

### 【数値目標の考え方】

渋谷区一般廃棄物処理基本計画による推計では、今後も再開発による大規模事業所の増加に伴い、事業系ごみ量の増加が見込まれることから、家庭ごみと事業系ごみを合わせたごみ総量の増減を評価することは難しいとされています。

そのような中でも、各家庭、事業所から排出されるごみを着実に減らしていくため、上位計画の渋谷区長期基本計画及び関連計画である一般廃棄物処理基本計画に掲げた目標を踏まえ、家庭ごみ及び事業系ごみの1人1日あたりのごみ量を指標として、現状より削減していきます。

なお、事業系ごみ（1人1日あたり）については、令和3（2021）年度時点で目標値を達成しましたが、引き続きごみの削減に向けた取組を進め、更なる削減をめざします。

### 参考 家庭ごみ1人1日あたりのごみ削減量のめやす

家庭ごみの目標（1人1日あたり323g）の達成に必要な削減量は、1日当たり31gです。

31gは、ピーマン1個、空の牛乳パック（1ℓ）などに相当します。





エネルギー  
—  
・温暖化対策

## カーボンニュートラルの実現に向け エネルギーの効率的な利用と脱炭素化を一丸となって 進めるまち

迫りくる気候危機に立ち向かうため、一人ひとりが気候変動を自らの問題と捉え、エネルギーの賢い利用と、再生可能エネルギーをはじめとするグリーンなエネルギーの選択を進める。

まちなかには、省エネ・創エネ・蓄エネを組み合わせる温室効果ガスを実質的に排出しないゼロエミッションな建物・住宅が増え、様々なエネルギーを融通し合い、エネルギーを効率よく使うカーボンニュートラルなまちに向け成長していく。

同時に、気候変動による様々な影響に対応できるしなやかさと強靭さを備えたまちをつくる。

### 数値目標

令和9（2027）年度の目標値	現状値
◆温室効果ガス（二酸化炭素） 排出量 平成25（2013）年度比 39%削減 <sup>※1</sup>	1,942千t-CO <sub>2</sub> <sup>※2</sup> (令和元（2019）年度) 【平成25（2013）年度比21%削減】
◆エネルギー使用量 平成25（2013）年度比 21%削減 <sup>※1</sup>	19,870TJ <sup>※2</sup> (令和元（2019）年度) 【平成25（2013）年度比12%削減】
◆再生可能エネルギーを利用する 区民の割合 <sup>※3</sup> 増加	6.3% <sup>※4</sup> (令和4（2022）年度)

※1 区全体の温室効果ガス排出量について、令和12（2030）年度において平成25（2013）年度比46%削減を達成するために、令和9（2027）年度の時点で達成すべき水準

※2 出典：東京都提供資料

※3 アンケート調査により把握

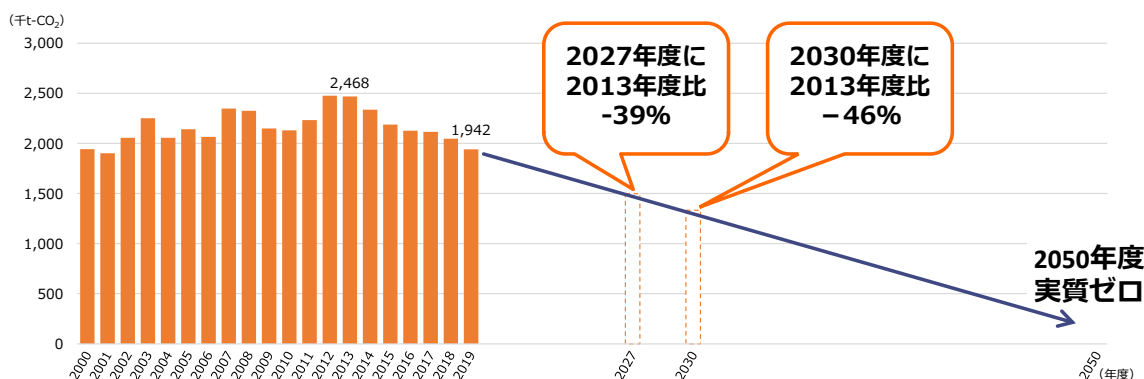
※4 出典：「渋谷区の環境に関する区民意識調査」（令和4（2022）年6月15日～7月19日実施）

### 【数値目標の考え方】

国は、地球温暖化対策計画において、「2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減すること」を目標に掲げています。

渋谷区においても、令和12（2030）年度に国と同水準の削減を達成することを目標とし、民生家庭部門を平成25（2013）年度比46%削減、その他の部門は国の部門別の目標・目安に示された水準の削減をめざします。

そのために、エネルギーの効率的利用を更に進めると同時に、再生可能エネルギー、未利用エネルギーの利用促進を図り、温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の削減を進めます。

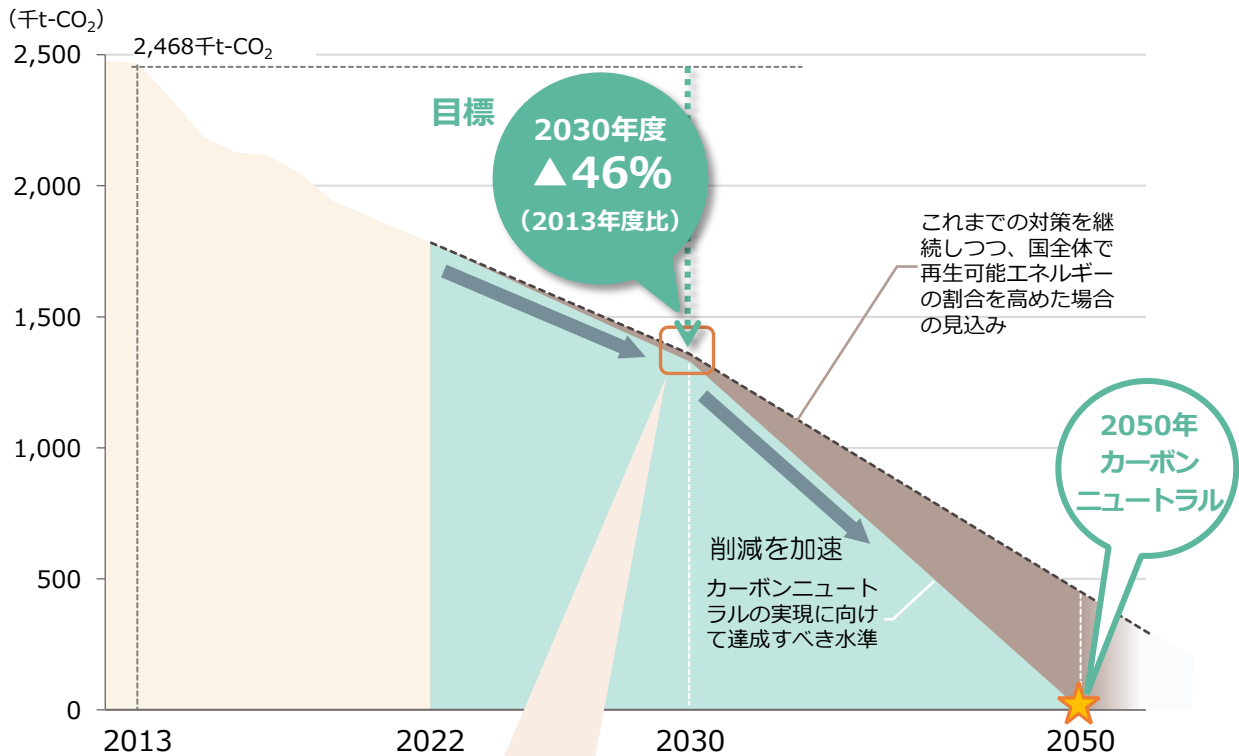


## 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて

温室効果ガス排出量の大部分を占める二酸化炭素は、電気やガス、ガソリンなどのエネルギーの消費、プラスチックごみの焼却やその他ごみの焼却に用いる化石燃料などから発生します。

これまで続けてきた省エネルギー対策やごみ削減のほか、国全体で進む再生可能エネルギーの利用拡大などによって二酸化炭素排出量は徐々に減少することが見込まれます。しかし、それだけでは2050年カーボンニュートラルを達成することは困難です。

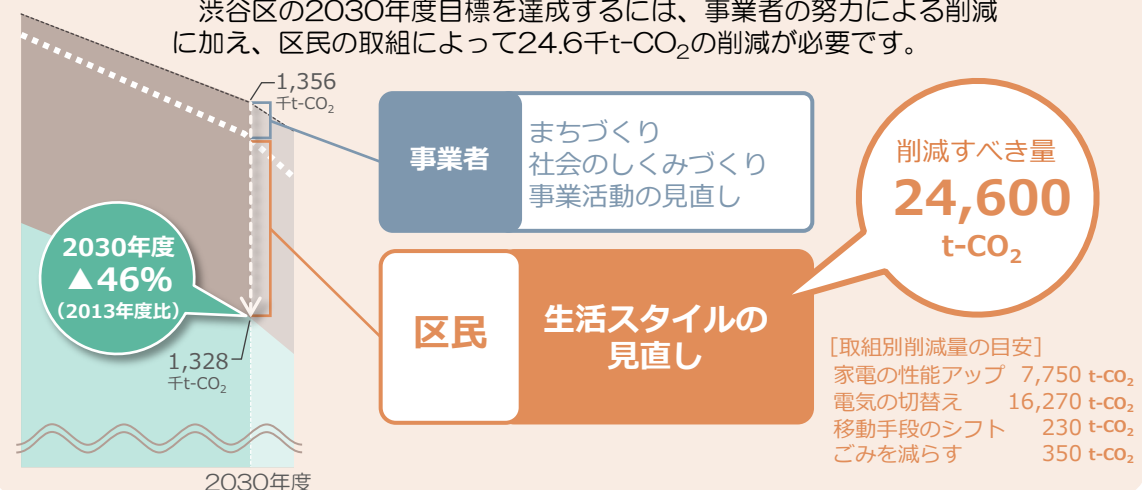
目標の達成に向け、一人ひとりが生活スタイルを変えていくことが必要とされています。



2030年度の拡大図

### 渋谷区の2030年度目標達成に必要な削減量と取組

渋谷区の2030年度目標を達成するには、事業者の努力による削減に加え、区民の取組によって24.6千t-CO<sub>2</sub>の削減が必要です。

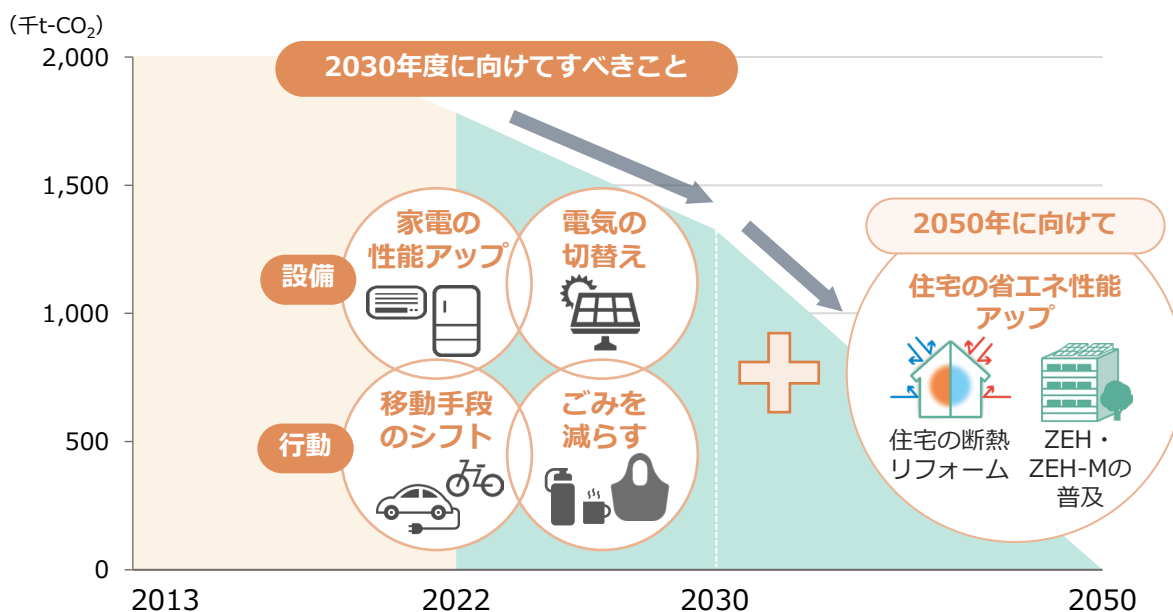




## ～ 今、求められる生活スタイルの見直し ～

### はじめよう！ 生活スタイルの見直し

一人ひとりにできること、その一つ一つの効果は小さくても、できる限り多く、早く実践することで、CO<sub>2</sub>の大きな削減につながっていきます。



#### 2030年度に向けてすべきこと

#### 削減効果

設備のチェンジ	削減効果
<b>家電の性能アップ</b> 古い家電（エアコン、冷蔵庫、照明、テレビなど）を新しいものに買い替えるだけで、省エネ性能が向上してCO <sub>2</sub> と光熱費の削減につながります。 関連施策 p.42	10年前のエアコン、冷蔵庫、テレビ、シーリングライトを各1台買い替えると 合計 <b>110 kg-CO<sub>2</sub>/年</b>
<b>電気の切替え</b> 太陽光発電、家庭用燃料電池を導入することで、大幅にCO <sub>2</sub> が削減されます。電気の契約を再エネ電力に切り替えることでも、CO <sub>2</sub> 削減に貢献できます。 太陽光発電：太陽の光を利用して電気をつくります。 家庭用燃料電池：ガスに含まれる水素と空気中の酸素で発電し、同時にお湯も沸かすことで、大きな省エネにつながります。 関連施策 p.42	太陽光発電（4kW）1件を導入すると <b>2,400 kg-CO<sub>2</sub>/年</b> 家庭用燃料電池を1台導入すると <b>1,330 kg-CO<sub>2</sub>/年</b>
<b>移動手段のシフト</b> 移動手段を、CO <sub>2</sub> 排出が少ない公共交通（電車・バス）や、自転車、ZEVに変えます。 ZEV：走行時に排出ガスを出さない電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車 関連施策 p.43	1kmの移動をガソリン車以外の交通手段に変えると <b>0.1 kg-CO<sub>2</sub>/人km</b>
<b>ごみを減らす</b> 繰り返し使えるマイバッグやマイボトルなどを使う、水分を多く含む生ごみを減らす、資源とごみの分別を徹底することなどにより、焼却されるごみを減らします。 関連施策 p.34-36	分別を徹底した上で可燃ごみを1人1日31g減らすと <b>1.45 kg-CO<sub>2</sub>/人年</b>



意識

## 環境のために一人ひとりが意識を変え、 「賢い選択」によって、大きな力を生み出すまち

「省エネ製品の選択」、「エネルギー調達を選択」、「所有から使用への選択」。一人ひとりが意識を変え、暮らし、活動のあらゆる場面で、持続可能な社会、カーボンニュートラルの実現に向け、賢い選択を重ねていく。

それが渋谷区らしいライフスタイル、ビジネススタイルとして浸透し、大きな動きとなって、さらに多くの人の意識と行動を変えていく。

学び、行動し、つながり、それが新たな意識と行動を生み出すまちをつくる。

### 数値目標

令和9（2027）年度の目標値	現状値※2
◆「日常生活における一人ひとりの行動が、環境に大きな影響を及ぼしている」ことを「大変そう思う」と考える区民の割合※1	80% 66.3% (令和4（2022）年度)
◆地域における環境保全のための活動（緑化、美化、リサイクル、環境保護等）に参加しており、今後も行いたいと考える区民の割合※1	50% 31.0% (令和4（2022）年度)

※1 アンケート調査により把握

※2 出典：「渋谷区の環境に関する区民意識調査」（令和4（2022）年6月15日～7月19日実施）

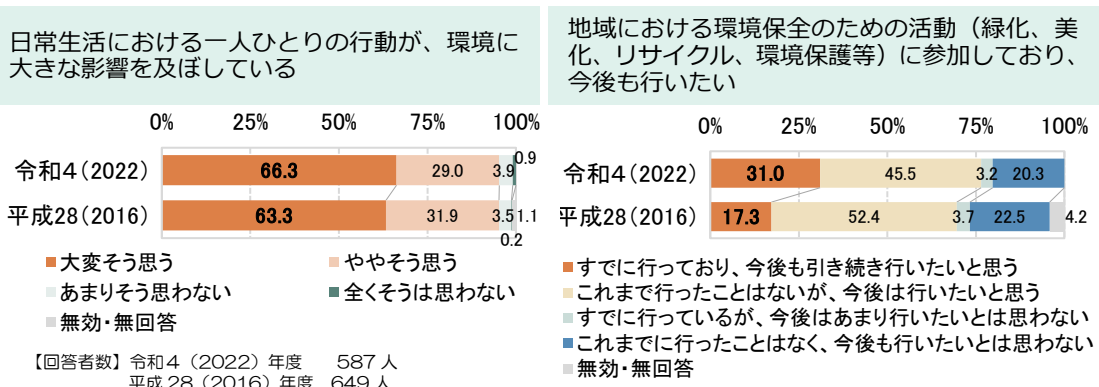
### 【数値目標の考え方】

持続可能な社会を実現していくためには、一人ひとりの暮らしが環境に及ぼす影響を絶えず意識し、行動していくことが求められます。

そこで、一人ひとりの行動が環境に及ぼす影響を認識している区民の割合、環境保全のための活動への参加を継続する区民の割合を指標とし、その割合をより高い水準にしていこうと目指します。

### 参考 区民の意識変化

自らの行動が環境に影響をもたらしていると考える区民、環境保全のための活動に参加する区民が、着実に増えています。



# 第4章 目標の実現に向けた施策の展開

## 4.1 施策体系

本項では、前章に掲げた「暮らし」、「みどり・生きもの」、「資源・ごみ」、「エネルギー・温暖化対策」、「意識」の分野ごとの目標の実現に向け、区民等、事業者、区が協力して進めていく最も基本となる行動を示す「方針」を掲げ、それぞれの方針に沿って施策の方向と施策を示します。

また、分野ごとに、渋谷区で暮らし、働き、学び、訪れる人々の意識に働きかけ、行動の促進と、サステナブル・シティ（持続可能な都市）としての渋谷区の付加価値向上につながるまちづくりに特に重要であり、計画全体を牽引していく施策を「重点施策」に設定し、その中で重点的に取り組む事業（リーディングプロジェクト）を設定します。


施策体系

計画が目指す  
渋谷区の姿

分野	目標	方針
----	----	----

**変えよう意識を、動こう今すぐ  
みんなのために、自分のために**

↳ 持続可能な社会とカーボンニュートラルの実現に向け、  
一人ひとりが意識を変え、行動するまちへ

 <p>くらし</p>	<p>世界中から訪れる 人々に誇れる 快適で美しいまち</p>	<p>1-1 安心して暮らせる まちをつくる</p> <p>1-2 快適に過ごせる まちをつくる</p>
 <p>みどり・ 生きもの</p>	<p>小さなみどりが つながり、 多様な生きものを 育む、みどり豊か なまち</p>	<p>2-1 みどりと生きものを 育む</p> <p>2-2 魅力的で質の高い みどりを創出する</p>
 <p>資源・ごみ</p>	<p>可燃ごみの焼却 から脱却し、 ごみとなるものを 生み出さないまち</p>	<p>3-1 ごみとなるものを 減らす</p> <p>3-2 適正に処理する</p>
 <p>エネルギー ・温暖化対策</p>	<p>カーボンニュートラル の実現に向け、 エネルギーの効率的な 利用と脱炭素化を一丸 となって進めるまち</p>	<p>4-1 暮らし・事業活動の 脱炭素化を進める</p> <p>4-2 建物・まちの 脱炭素化を進める</p> <p>4-3 気候変動による影響 に適応する</p>
 <p>意識</p>	<p>環境のために 一人ひとりが意識を変え、 「賢い選択」によって、 大きな力を生み出すまち</p>	<p>5-1 意識を変える</p> <p>5-2 行動を促す</p>

施策の方向	主な施策	リーディングプロジェクト
★：リーディングプロジェクトを設定する重点施策		
1-1-1 生活環境の保全	大気環境の監視・測定、自動車騒音の監視 等	<b>渋谷クリーンプロジェクト</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 落書き消去グループの活動支援</li> <li>● 民間と連携した公共喫煙所の整備推進</li> </ul>
1-2-1 喫煙ルールの徹底	喫煙ルールの徹底★ 等	
1-2-2 落書きやシール貼等への対策の推進	落書き防止活動・シール除去作業等の実施★ 等	
1-2-3 人にやさしいきれいなまちづくり	人にやさしいまちづくりの推進 等	
2-1-1 みどりと生物多様性の保全	緑道の整備、天然芝生化の推進★ 等	<b>みどりの渋谷プロジェクト</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 小さな森プロジェクト・ポケットパークプロジェクト</li> <li>● 校庭の天然芝生化</li> </ul>
2-2-1 みどりの創出	多様な緑化による「見えるみどり」の創出、「小さな森プロジェクト・ポケットパークプロジェクト」の推進★ 等	
2-2-2 みどりの啓発	ふれあい植物センターの拠点化 等	
3-1-1 食品ロスの削減	食品ロスに関する普及啓発★、食品リサイクルの推進 等	<b>渋谷むだなしプロジェクト</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● “シブラン”三ツ星レストラン</li> <li>● 容器包装類削減アクション</li> </ul>
3-1-2 リデュース・リユースを軸とした3Rの推進	リデュース・リユースを軸とした3Rへの意識改革★、集団回収・拠点回収の充実・拡大 等	
3-1-3 事業系ごみ対策の推進	事業者への意識啓発・指導の徹底 等	
3-2-1 適正処理の推進	分別・排出の徹底 等	
4-1-1 気候危機意識の共有	気候変動適応に関する普及啓発、若者の意識醸成 等	<b>渋谷クールプロジェクト</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地産再生可能エネルギーの区消推進</li> <li>● クールスポットネットワークの整備</li> </ul>
4-1-2 暮らし・事業活動の脱炭素化	創エネルギーと再生可能エネルギー電力の導入促進★ 等	
4-1-3 移動の脱炭素化	自転車利用の促進、ZEVの導入促進 等	
4-2-1 住宅・建物のゼロエミ化	住宅、事業所のZEH・ZEB化等の促進、区有施設の脱炭素化★	
4-2-2 都市の脱炭素化	開発事業における環境配慮の促進 等	
4-3-1 風水害への対策	都市型水害への対策、防災情報の共有・普及啓発 等	
4-3-2 暑熱対策・ヒートアイランド対策	暑熱環境の緩和対策★、ヒートアイランド現象等に関する普及啓発	
4-3-3 熱中症・感染症対策	熱中症対策の推進、感染症に関する普及啓発	
5-1-1 情報発信・広報	環境情報の提供、環境に関する普及啓発の推進★ 等	
5-1-2 環境学習・環境教育の推進	環境イベント・環境講座の実施 等	
5-2-1 行動と協働の促進	情報交換・情報共有の場づくり★ 等	
5-2-2 区役所の率先行動	区施設における再生可能エネルギー等の導入促進 等	

## 4.2 各分野の施策

### 1 暮らし

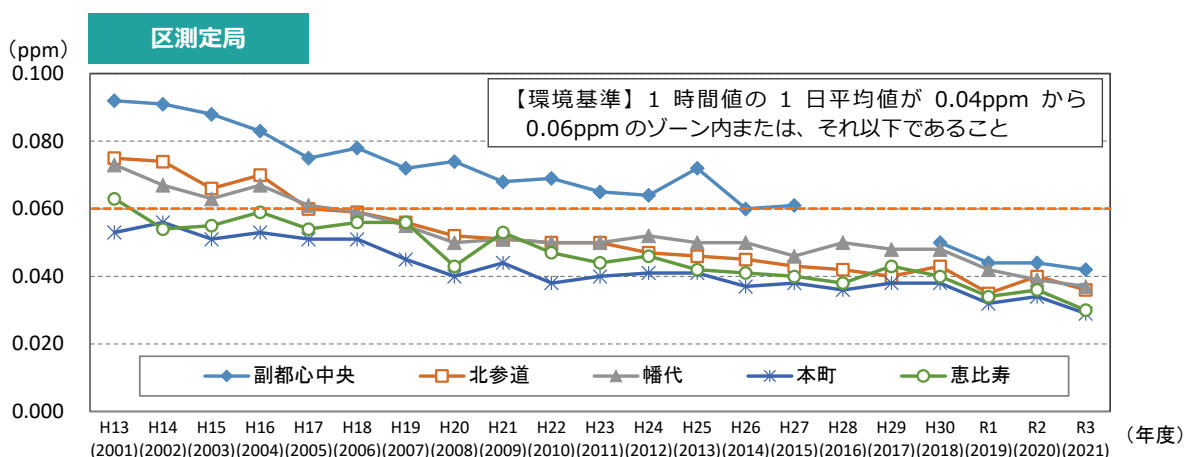
#### (1) 現状と課題

##### ●改善が進んだ大気環境

渋谷区は、都心の道路網の骨格をなす甲州街道、山手通り、玉川通り等の幹線道路が通過することから交通量が多く、渋谷駅を中心とした商業、業務機能が集積する地区への車両の流入が多く渋滞も頻繁に生じていたことから、かつて大気汚染は大きな問題の一つでした。

近年では、低公害車・次世代自動車の普及、道路網の整備等を背景に大気汚染物質の濃度の改善が進み、令和3（2021）年度は二酸化窒素、浮遊粒子状物質とも全地点が環境基準を達成しています。

光化学スモッグの原因となるオキシダントについては、環境基準を達成しておらず、東京都全体でも環境基準を達成している測定局はなく、課題となっています。



※平成28・29（2016・2017）年度の副都心中央局は、年間有効測定時間数が6,000時間未満のため、環境基準の評価の対象外としました。

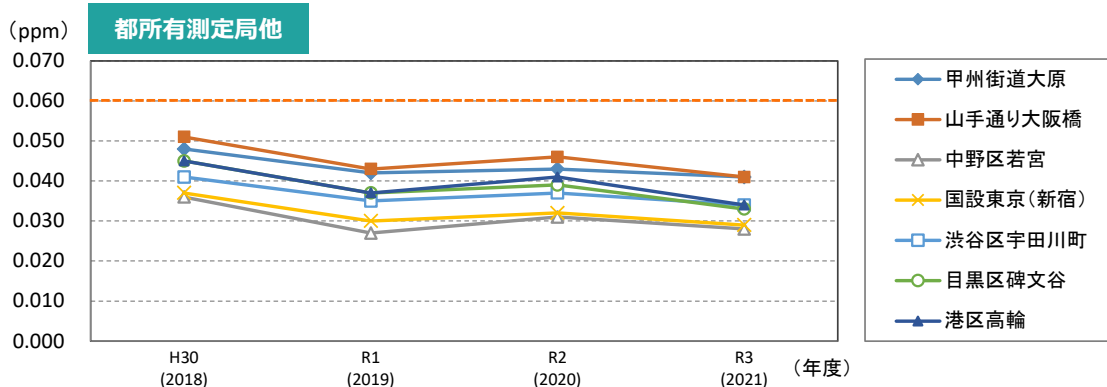


図4-1 二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>) の濃度の推移

### ●自動車騒音も長期的に改善傾向

自動車騒音についても、近年の調査では、夜間を中心に測定結果が環境基準を超過している地点がみられたものの、要請限度を超過した地点はなく、長期的には改善の傾向にあります。

### ●区民の問題意識が高いまちの美化

区内の主要駅周辺におけるたばこや空き缶等のポイ捨てや落書きは、長年の大きな課題の1つとなっています。平成28(2016)年度、令和4(2022)年度に実施した区民等へのアンケート調査において、渋谷区の環境をよくするために特に重要な取組の第1位は、いずれもまちの美化でした。

区では、4月28日を「し・ぶ・やの日(渋谷区一斉清掃の日)」として、区民等及び事業者とともに区内一斉に清掃活動を行う活動を続けています。また、区民等及び事業者は、各地区に美化推進委員会を組織し、現在は10地区で自らのまちの美化を自らの手で守る活動に取り組んでいます。

まちの美化は犯罪抑止につながるともいわれており、落書きを含むまちの美化に引き続き取り組んでいくことが必要です。

### ●非喫煙者の立場に立った環境整備をめざす公共空間の喫煙対策

まちを汚すポイ捨ての一因でもある屋外での喫煙行為に対し、区は平成15(2003)年より「歩行喫煙はしない」、「たばこは決められた場所で吸う」という「渋谷区分煙ルール」を定め、喫煙者のモラルとマナーの向上を図ってきました。平成31(2019)年4月からは、「きれいなまち渋谷をみんなでつくる条例」の改正に伴い、「屋外の公共の場所では喫煙しない」「たばこは決められた場所のみで吸うことができる」という「渋谷区喫煙ルール」を新たに決めました。

誰もが気持ちよく過ごせるまちづくりに向け、喫煙対策に引き続き取り組んでいくことが必要です。

## (2) 数値目標

令和9(2027)年度の目標値		現状値
◆大気汚染物質の環境基準	全地点達成	二酸化窒素 5/5 地点達成 オキシダント 0/2 地点達成 (令和3(2021)年度・区測定局)
◆自動車騒音の環境基準	全地点達成	2/5 地点達成(令和3(2021)年度)
◆区内の落書き消去 美化指数の向上(重点地区内の 落書き密集地の美化指数平均)	90%以上	86.3%(令和3(2021)年度)

### (3) 方針

#### 1-1 安心して暮らせるまちをつくる

区民等・事業者・区が協力して、大気汚染や騒音、振動、悪臭等への対策を進め、きれいな空気と静けさに包まれ、安心して暮らせる生活環境を確保します。

#### 1-2 快適に過ごせるまちをつくる

区民、事業者だけでなく、区内で学び、働く人々、買い物などに訪れる人々を含むすべての人々が協力して、落書きやごみ、たばこの吸い殻等のポイ捨てがなく、快適に過ごせるまちをつくります。

### (4) 施策の方向及び施策

#### 1-1 安心して暮らせるまちをつくる



##### 1-1-1 生活環境の保全

区民が安心して暮らせるまちをつくるため、大気環境の改善、自動車騒音、工場・作業場や建設工事等からの騒音・振動、日常の生活騒音、飲食店の臭気などの近隣公害等への対応を進めるとともに、環境や健康に悪影響を及ぼす恐れのある化学物質の適正管理を進めます。

#### 【施策】

##### ①大気環境の監視・測定

区内における一酸化窒素（NO）、二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）、浮遊粒子状物質（SPM）、オキシダント（Ox）、微小粒子状物質（PM2.5）等の大気汚染物質の監視・測定を東京都と連携して行い、結果を公表します。

東京都全体で課題となっている光化学オキシダントについて、東京都と連携して原因物質である窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）、揮発性有機化合物（VOC）の排出抑制に向けた対策を推進します。



図 4-2 大気汚染常時測定局



## ②自動車騒音の監視

区内の幹線道路（高速道路・国道・都道・4車線以上の区道）において、騒音調査を実施します。要請限度を超過した場合は、道路管理者に対策を要請するなど、必要な対策を講じます。

## ③自動車交通による大気汚染等の発生抑制に向けた取組の推進

渋谷駅周辺における交通渋滞を緩和していくため、渋谷地区駐車場地域ルールの利用、共同荷捌き場の設置、違法駐車対策、歩行者ネットワークの整備等、交通・物流の円滑化及び歩きやすいまちづくりに向けた取組を進めます。

区民等及び事業者に向けた公共交通機関や自転車利用の呼びかけ、生活空間における道路整備及び地区幹線道路の整備等を進め、自動車交通量の抑制に努めます。また、低公害車の導入、エコドライブの普及啓発を進めます。

## ④騒音・振動・悪臭の防止等に係る事業所への指導

「騒音規制法」、「振動規制法」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（以下、「東京都環境確保条例」という。）等の各種法令に基づき、建設工事による騒音・振動、工場等による騒音・振動、悪臭、土壌汚染、地下水汚染等について、発生の防止に係る指導を進めます。

## ⑤近隣公害に関する相談への対応

事務所や飲食店等の店舗、住宅等からの近隣騒音や悪臭等の問題に対する区民等からの相談・苦情を受け付け、解決に向けて現地調査を行う等の対応を行います。

## ⑥有害化学物質への対策

「渋谷区建築物の解体工事計画の事前周知に関する条例」に基づく解体工事の届出、「大気汚染防止法」や「東京都環境確保条例」に基づくアスベスト除去工事の届出及び石綿事前調査結果報告により、作業基準の遵守、飛散防止の徹底等に向けた指導を行います。

また、大気中のアスベスト濃度の実態を把握するため、区内の交差点および後背地における調査を継続します。

大気及び土壌中のダイオキシン類の濃度を継続的に調査し、異常が発生した場合は必要な措置を講じます。

「東京都環境確保条例」に基づき、区内事業場における化学物資の排出実態の把握、適正管理に向けた指導を行います。

## 1-2 快適に過ごせるまちをつくる



### 1-2-1 喫煙ルールの徹底

非喫煙者の立場に立って快適に過ごせる環境を確保していくため、区内道路・公園等での喫煙を禁止した「きれいなまち渋谷をみんなで作る条例」を区民、事業者及び来街者に徹底するとともに、非喫煙者に十分配慮した環境整備を進めます。

#### 【施策】

#### ①喫煙ルールの徹底

快適な都市空間を維持するため、道路、公園、広場、その他公共の場所（屋外）における喫煙ルールの周知・徹底を図ります。

また、喫煙が可能な指定喫煙所の周知を進めます。

#### ②大規模建築物の建築主に対する公共喫煙施設設置の義務付け

区では、「渋谷区安全・安心なまちづくりのための大規模建築物に関する条例」に基づき、大規模建築物の建築主に対して、建物内または敷地内に誰もが利用できる喫煙施設の設置を義務付けています。制度の運用を適切に行い、路上喫煙の抑止につなげます。

#### ③たばこの影響に関する情報の発信

喫煙に伴う人体への影響や受動喫煙による影響等の健康情報をわかりやすく伝える講座の拡充やホームページの積極的な活用など、情報提供機能の充実を図ります。

また、このことにより、喫煙者の減少を目指します。



図 4-3 路上喫煙禁止啓発ポスター

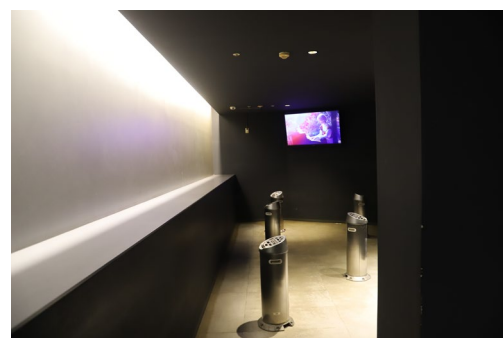


図 4-4 大規模建築物条例に基づき設置、開放された建物内公衆喫煙所

## 1-2-2 落書きやシール貼等への対策の推進

住む人、訪れる人が気持ちよく過ごせる美しいまちをつかっていくため、「きれいなまち渋谷をみんなでつくる条例」に基づき、区民等及び事業者と協力して、渋谷駅周辺をはじめとする繁華街で多発している落書き、シール貼をさせないための対策を進めます。

### 【施策】

#### ①まちの美化に関するマナー・ルールの周知

ポイ捨てをしない、路上喫煙をしない、ごみの分別を守るなど、住む人、訪れる人が互いに配慮してきれいなまちをつかっていくためのマナーやルールを、海外から渋谷区を訪れる人も含め、周知するための情報発信、普及啓発を進めます。

#### ②落書き禁止の啓発活動

快適な都市空間を維持するため、区民、来街者に向けた落書き禁止の啓発活動を進めます。

#### ③落書き防止活動・シール除去作業等の実施

町会・商店街や学生等と連携した見回り、アートワークの設置、人材育成のための講習会開催等、落書き防止活動を推進します。

また、再発防止塗料（落書きが落ちやすい等）の塗布、シールが剥がれやすい材料の使用及び徹底した落書き消去やシール除去作業の実施等を推進し、防犯にもつなげます。さらに、これらの取組を地域主体で進める仕組みづくりを進めます。

#### ④まちの美化に関する取組の推進

4.28 渋谷区一斉清掃の日及び10月・11月の「条例啓発強化月間」を中心に、渋谷駅周辺の事業者、各地区美化推進委員会をはじめ、区民等・事業者・区が一体となって清掃活動や環境美化に関する啓発活動を行います。



図 4-5 落書き禁止・ごみの投げ捨て禁止などを定めた渋谷区の条例や、区の環境行政を来街者などに周知・啓発する「渋谷キラキラ大使（環境アンバサダー）」



図 4-6 渋谷区一斉清掃

### 1-2-3 人にやさしいきれいなまちづくり

高齢者や障がい者、妊産婦、けが人等、あらゆる人々が自由に安心して外出できるまちとしていくため、多くの人に利用される施設のバリアフリー化を推進します。また、地域の特性に応じた個性ある景観形成を推進し、まちの魅力を高めていきます。

#### 【施策】

##### ①人にやさしいまちづくりの推進

「渋谷区安全・安心でやさしいまちづくり条例」、「渋谷駅周辺地区バリアフリー基本構想」の周知を図り、公共施設、民間の大規模建築物等、多くの人に利用される施設のバリアフリー化を進めます。

##### ②地域に密着した良好な景観形成の推進

区民を主体とした関係者の参加と協働により、変化に富む地形、明治神宮や代々木公園などのみどりの拠点、地域の歴史的な文脈が垣間見られる資産、商業・業務地の個性的な景観、住宅地における潤いややすらぎを基調とした景観など、それぞれに個性のある景観形成を推進します。

## (5) リーディングプロジェクト

世界中から訪れる人々に誇れる快適で美しいまちの実現に向け、商業・業務地域において大きな課題となっている落書き対策、分煙対策を重点的に進めていくため、「落書き防止活動、シール除去作業等の実施」、「喫煙ルールの徹底」を「くらし」分野における重点施策に位置づけます。

これらの施策を推進するため、次のリーディングプロジェクトを展開します。

### 「くらし」分野のリーディングプロジェクト

#### <渋谷クリーンプロジェクト>

- 落書き消去グループ活動支援
- 民間と連携した公共喫煙所の整備推進

※リーディングプロジェクトの具体的な内容は、「4.3 リーディングプロジェクト」参照

## 2 みどり・生きもの

### (1) 現状と課題

#### ●23区内で2番目に高い緑被率

みどりは、人々の暮らしにうるおいや安らぎを与える存在であるとともに、二酸化炭素の吸収、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全、災害時の延焼防止や避難路・避難場所の確保、多様な人々の活動や憩いの場の提供、魅力的な都市景観の形成など、様々な役割を果たしています。

渋谷区は、樹木や草花で被覆された土地の割合を示す緑被率が令和4（2022）年度に22.8%に達し、23区内において2番目に緑被率が高い区となっています（調査時点）。しかし、緑被率のうち、台地上に位置する代々木公園、明治神宮の一部及び新宿御苑の一部の大規模緑地が全体の半分弱を占めているため、まちなかのみどりを増やす必要があります。

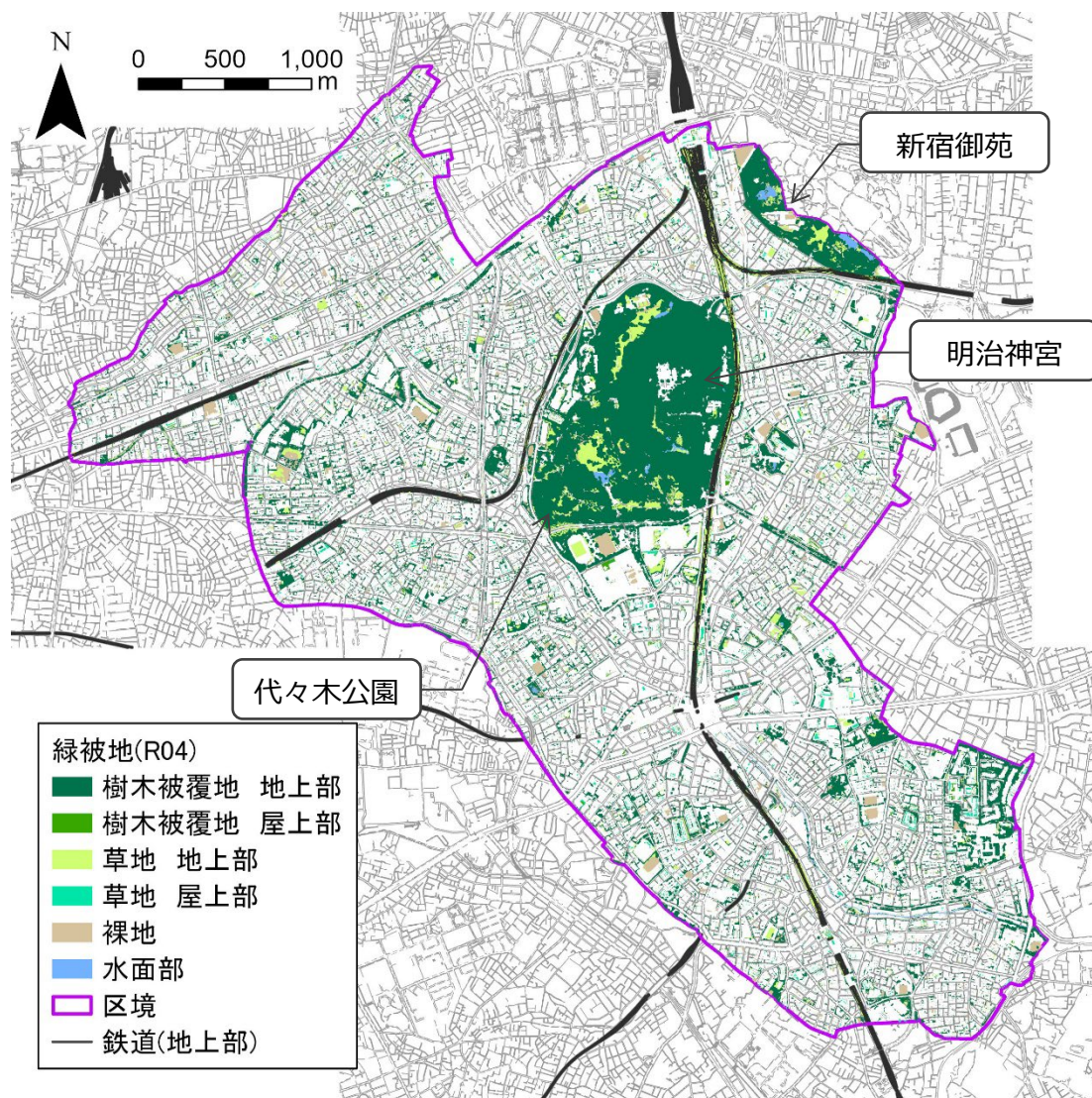


図 4-7 渋谷区におけるみどりの分布

出典：令和4年度渋谷区自然環境調査

●新たに生み出される緑

区では、市街地における緑化政策として、大きくみどりの保全と緑化の推進の2つの政策に取り組んできました。

みどりの保全に関しては、「渋谷区みどりの確保に関する条例」に基づく保存樹木等指定制度により、樹木、樹林地の保護を進めています。令和2（2020）年度時点で保存樹木 507 本、保存樹林 17 か所指定していますが、保存樹木、保存樹林とも徐々に減少しています。

緑化の推進に関しては、「渋谷区みどりの確保に関する条例」に基づき、新築や増改築する際に緑化を義務付け、屋上・壁面緑化を含め、様々な緑化を進めてきました。その結果、緑被率が令和4（2022）年度時点で 22.8%となり、大きな成果を挙げています。

大規模な緑地を核に、街路樹や中小規模の公園、住宅の庭などの緑がつながるまちをめざし、区民、事業者と連携して既存の樹木・樹林の保全と壁面や屋上等の新たな緑の創出を進めていくことが必要です。

(2) 数値目標

令和9（2027）年度の目標値	現状値
◆緑被率 23%以上・緑視率 25%以上の達成	緑被率 22.8% 地点別緑視率平均値 24.7% (令和4（2022）年度)

(3) 方針

**2-1 みどりと生きものを育む**

これまで蓄積してきたみどりを守り、未来に引き継いでいくとともに、協力して小さなみどりをまちなかで育み、大きなみどりに連なるみどりのネットワークを形成していきます。

**2-2 魅力的で質の高いみどりを創出する**

区民等がみどりを身近に感じられる機会を創出しながら、多様な手法によって魅力的で質の高いみどりを創出していきます。

## (4) 施策の方向及び施策

### 2-1 みどりと生きものを育む



#### 2-1-1 みどりと生物多様性の保全

区内に蓄積されてきた緑道、渋谷川等のみどりを管理しながら、区民等と協力して身近な樹木、樹林地の保全、小さな緑地の管理等を進め、水辺と緑地で形成される景観を活かした緑と水のネットワークを創出します。それにより緑と水の空間軸を実現し、歴史や文化を継承し自然を愛する心を育むシンボルとしていきます。

また、そこに生息する生きもの及びその多様性の保全を図り、質の高いみどりを育成していきます。

私たちの暮らしに不可欠な衣料品、食料品、建材、医薬品など、多くのものが多様な生物資源から生産されています。区内のみどりの管理と生物多様性の保全に加え、地球全体の生物多様性の保全と持続可能な利用に関する区民等及び事業者の意識を醸成していきます。

#### 【施策】

##### ①緑道の整備

区民等と連携しながら、面的に広がる緑道を整備し、良好な景観を維持しつつ、まとまったみどりの保全を積極的に推進します。



図 4-8 玉川上水旧水路緑道

##### ②保存樹木等の指定

「渋谷区みどりの確保に関する条例」に基づく保存樹木・樹林の指定等により、崖地等に残る樹林地、みどり豊かな住宅地や社寺の大径木等、現存するみどりを区民等と協力して保全します。

##### ③自主管理花壇の促進

公園や緑道、道路上の花壇等の小さな緑地を、区民等と協働で維持管理し、地域における良好な景観形成を促進します。

##### ④天然芝生化の推進

区民等による管理運営を中心として、区立小中学校の校庭や公園等の敷地を利用した天然芝生化を推進し、スポーツ活動の中でみどりを育む機会の増加を推進します。



図 4-9 天然芝生化を実施した  
長谷戸小学校校庭

⑤生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取組の推進

区立公園において、野鳥や昆虫の餌となる花や実のなる草木の植栽、公園内の池の水質改善や外来生物の駆除等、生きものの生息に配慮した維持管理を進めます。

区内に生息する生きものの実態把握に向け、まとまったみどりの拠点等における生物調査の実施を検討します。

また、地球全体の生物多様性の保全と持続可能な利用を支えていくため、生物多様性の保全に配慮して生産されたことを示す認証製品の使用を区民等及び事業者に呼びかけていきます。

			
<b>FSC®認証制度 (森林認証制度)</b>	<b>PEFC 森林認証 プログラム</b>	<b>MSC 認証制度 (海のエコラベル)</b>	<b>レインフォレスト アライアンス</b>
適切な森林管理が行われていること(森林管理の認証)、森林管理の認証を受けた森林からの木材・木材製品であること(加工・流通過程の管理の認証)を示す認証制度	持続可能な森林管理のために策定された国際基準に則って林業が実施されていること(森林管理認証)、認証を受けた森林から生産された木材やリサイクル材を一定割合以上使用していることを示す認証制度	水産資源や環境に配慮し、適切に管理された持続可能な漁業に関する認証制度	製品または原料が、持続可能性の3つの柱(社会・経済・環境)の強化につながる手法を用いて生産されたものであることを示す認証制度

図 4-10 生物多様性に配慮して生産されたことを示す認証ラベルの例

コラム

30by30～生物多様性の損失を食い止めるために～

30by30 (サーティ・バイ・サーティ) は、2020 年以降の生物多様性に関する世界目標となる「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の主要な目標の一つです。

2030 年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させる(ネイチャーポジティブ)というゴールに向け、2030 年までに陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全することを目指すものです。

30by30 の達成を目指すため、国立公園等の拡充のみならず、里地里山や企業林・企業緑地、社寺林などにおいて、地域、企業、団体による生物多様性の保全を促進していくことが求められています。

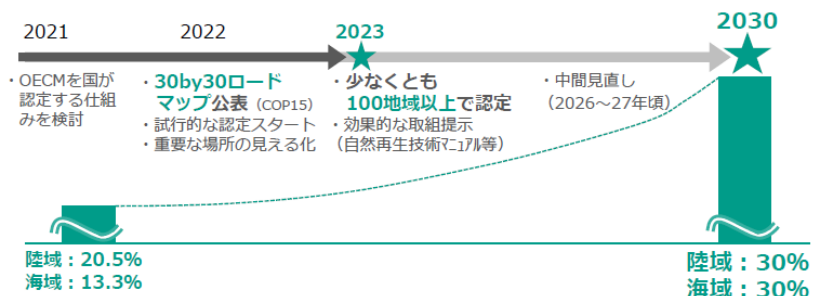


図 4-11 30by30 ロードマップ

出典：環境省資料



## 2-2 魅力的で質の高いみどりを創出する



### 2-2-1 みどりの創出

多様な緑化による「見えるみどり」の創出、民間活力と連携した質の高い緑地整備等により、住宅地から商業地までまちのあらゆるところに魅力的なみどりを創出し、みどり豊かな都市景観の形成、にぎわいの創出につなげていきます。

また、グリーンインフラの考え方を取り入れながら、建築物の壁面緑化や屋上緑化、緑化を通じた緑陰の形成、道路などにおける街路樹の適切な管理等を推進し、快適な都市空間の形成、ヒートアイランド現象の緩和につなげていきます。

#### 【施策】

##### ①多様な緑化による「見えるみどり」の創出

「渋谷区みどりの確保に関する条例」に基づく緑化計画書制度を通じた壁面緑化、生垣設置をはじめとする緑化の推進、所有者と区の契約により緑地や緑化施設を公開する市民緑地制度の検討、未利用地を活用した区民菜園の開設等、多様な手法によって区民等がみどりの存在を実感できる「見えるみどり」を創出します。

##### ②「小さな森プロジェクト・ポケットパークプロジェクト」の推進

みどりが持つ災害時の延焼防止効果に着目し、木造密集地域等において小規模な敷地等を利用して地域の憩いの空間を整備し、樹木等による緑化を行い、みどりの創出と地域防災機能の強化を図ります。

また、緑視率が低く、かつ公園が不足する地域において、小さな敷地等を利用して、地域の憩いの場となるポケットパークの整備を進めます。

##### ③公共施設の緑化推進

区有施設における敷地、壁面等の緑化、学校における触れることができるみどりの増加を通じて、みどりを創出していきます。

##### ④民間活力を活かした公園・緑地等の整備・管理運営の推進

区立公園の整備によるみどりの確保に努めるとともに、民間の開発事業等と連携して、地域の魅力とにぎわいを向上させる核となる公園・オープンスペースの確保、活用を進めます。

また、開発行為等の際し、緑化計画書等の諸制度を通じて、壁面緑化をはじめ、屋上緑化、緑陰の形成につながる樹木の植栽等への協力を事業者等に要請していきます。

##### ⑤道路等の都市施設における緑化推進

街路樹を適正に管理、更新するなど、都市施設における緑化を推進します。

また、緑陰の形成によるクールスポットを創出し、ヒートアイランド対策にも貢献します。

### ⑥みどりの満足度及び緑被率・緑視率の評価

区民を対象に、みどりに求める効果、今後の緑化政策及び公園の整備・管理運営に対する意向等を把握するアンケート調査を実施し、区の緑化政策に対する区民の満足度を把握します。また、みどりの実態調査を定期的に行い、区内の緑被率、緑視率を測定します。

みどりの満足度及び緑被率・緑視率の調査結果を踏まえ、渋谷区みどりの基本計画を改定します。

## 2-2-2 みどりの啓発

区民等及び事業者と協力して、みどり豊かなまちを実現していくためには、みどりとのふれあいを通じてみどりの魅力を共有し、ともに育む機運を醸成していくことが大切です。

みどりに関する情報発信やみどりの体験交流等を進め、区民等がみどりを身近に感じる機会を充実していきます。

### 【施策】

#### ①ふれあい植物センターの拠点化

ふれあい植物センターのリニューアル整備を機に、これまでのみどりとふれあう機会の提供に加え、「農と食の地域拠点」をコンセプトとし、渋谷区ならではの食育や農作物に関する情報発信、学び、体験、人と人のつながりを通じた地域コミュニティの拠点を形成していきます。

#### ②地域連携型みどりの体験交流の推進

自然体験、自然環境とのふれあいを通じてみどりの大切さへの理解を醸成していくため、ふれあい植物センターにおける野菜等の栽培・収穫・消費体験や、区外における自然体験に区民等が参加する機会を創出します。

#### ③みどりの表彰制度の創設・実施

渋谷区全域をグリーンガーデンとしていくことを目標に、区民等が管理する庭や植栽地、公園内の自主管理花壇を、デザイン性や地域の景観形成への寄与などにより評価、表彰することを通じて、取組を促進します。



図 4-12 自主管理花壇

## (5) リーディングプロジェクト

小さなみどりがつながり、多様な生きものを育む、みどり豊かなまちの実現に向け、みどりが持つ効果を区民等と共有し、みどりを守り育てる協働の取組を促進していくため、「『小さな森プロジェクト・ポケットパークプロジェクト』の推進」、「天然芝生化の推進」を「みどり・生きもの」分野の重点施策に位置づけます。

これらの施策を推進するため、次のリーディングプロジェクトを展開します。

### 「みどり・生きもの」分野のリーディングプロジェクト

#### <みどりの渋谷プロジェクト>

- 小さな森プロジェクト・ポケットパークプロジェクト
- 校庭の天然芝生化

※リーディングプロジェクトの具体的な内容は、「4.3 リーディングプロジェクト」参照

## コラム

### 豊かで質の高い緑を増やす認証制度

近年、良好な環境を形成するとともに、まちの魅力や価値を高める存在である、みどりを活かしたまちづくりが進んでいます。そのような取組を促進するため、地域の良好な環境づくりや生物多様性の保全に取り組む民間の緑地を認証する仕組みが設けられ、区内においても認定・認証を取得する緑地が出ています。

#### SEGES（社会・環境貢献緑地評価システム）

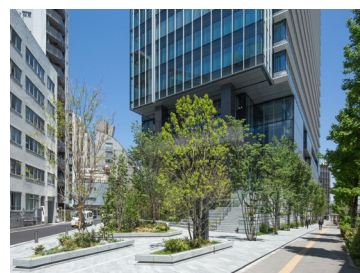
民間事業者が所有、管理する緑地の価値、その取組が市民や環境、社会にとっていかに素晴らしいものなのかを客観的に評価する「緑の認定」制度（公益財団法人 都市緑化機構が運営）



恵比寿ガーデンプレイス  
(SEGES「都市のオアシス」を取得)

#### 江戸のみどり登録緑地制度

在来種を積極的に植栽し、生物多様性の保全に取り組んでいる緑地を東京都が登録・公表する制度



渋谷ソラスタ  
(江戸のみどり登録緑地<優良緑地>を取得)

#### ABINC 認証事業所

一般社団法人企業と生物多様性イニシアティブが開発した、いきもの共生事業所®推進ガイドラインの考え方に沿って計画・管理され、かつ土地利用通信簿で基準点以上を満たし、認証された事業所

### 3 資源・ごみ

#### (1) 現状と課題

##### ●ごみ量は過去10年間で約15%減少

区では、東京都から清掃事業が移管された平成12(2000)年度以降、衣類や食品用発泡スチロールトレイ、紙パック、小型家電等の拠点回収の実施など、ごみとなるものを減らし、資源として再生利用していくための様々な施策に取り組んできました。また、地域では、町会・自治会・PTA・消費者団体等の団体が、家庭から出る新聞・雑誌・空き缶・空きびんなど、資源として再利用できるものを集めて回収業者に引き取ってもらう集団回収などを通じて、資源のリサイクルに努めてきました。

渋谷区のごみ量は、平成23(2011)年度から令和2(2020)年度までの10年間で約15%減少しています。

更なるごみの減量に向け、発生抑制(リデュース)・再使用(リユース)を中心とした取組を進めていくことが必要です。

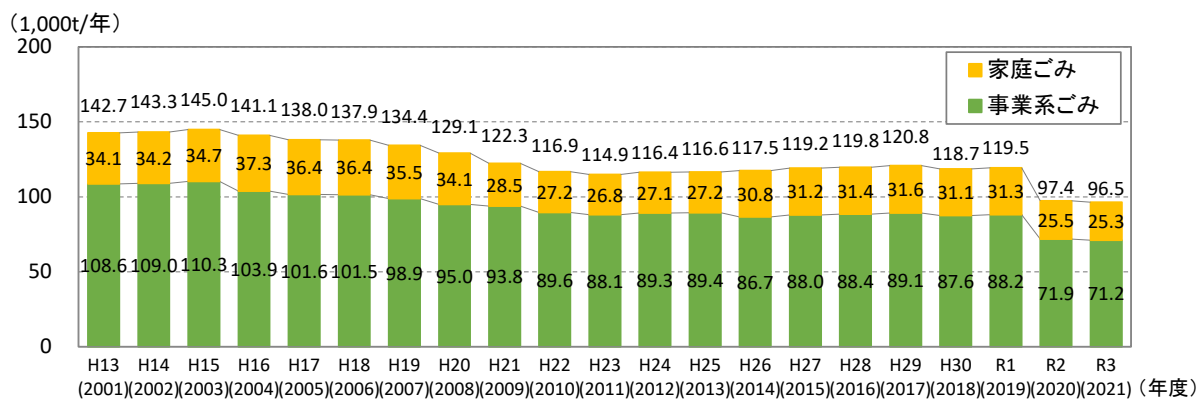


図4-13 総ごみ量の推移

(渋谷区一般廃棄物処理基本計画(平成28年3月)、渋谷区資料をもとに作成)

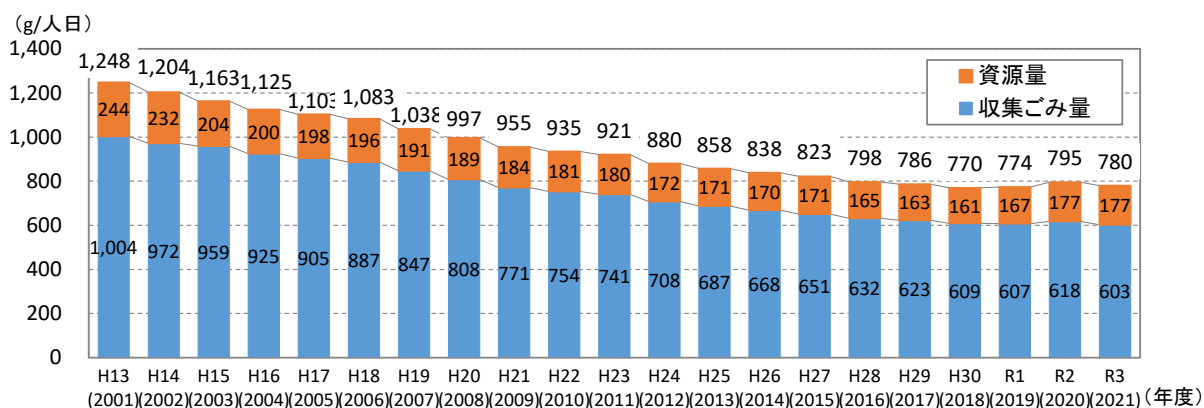


図4-14 区民1人1日あたりの収集ごみ量と資源量の推移

出典：渋谷区一般廃棄物処理基本計画(平成28年3月)、渋谷区資料

●引き続き取組が求められる食品ロス問題

近年、売れ残りや食べ残しなど、本来食べられるにも関わらず廃棄されている食品ロスの問題が、広く認識されるようになりました。渋谷区においても、家庭で余っている食品を持ち寄り、フードバンクを通して、福祉団体や施設などに寄付するフードドライブ活動や、食品ロスの削減などに取り組む飲食店を認証する「“シブラン”三ツ星レストラン」の取組などを区民、事業者と協力して進めており、引き続き促進していくことが必要です。

●新たな課題であるプラスチックごみ

また、新たな課題として、プラスチックごみ問題への取組が求められています。

海洋に流出した廃プラスチックによる海洋汚染が顕在化しており、マイクロプラスチック（一般に5mm以下の微細なプラスチック類をいう。）による海洋生態系への影響も懸念されています。また、石油資源を原料とするプラスチック製品の製造、焼却時に温暖化の原因となる二酸化炭素を発生させます。このようにプラスチックごみは地球環境に影響を及ぼす問題となっており、削減が喫緊の課題となっています。

さらに、このような問題を背景に、製品が使用・廃棄された後に極力資源としてまた製品の原材料等に循環させていく循環型の経済にシフトしようというサーキュラーエコノミーの動きが加速化しています。

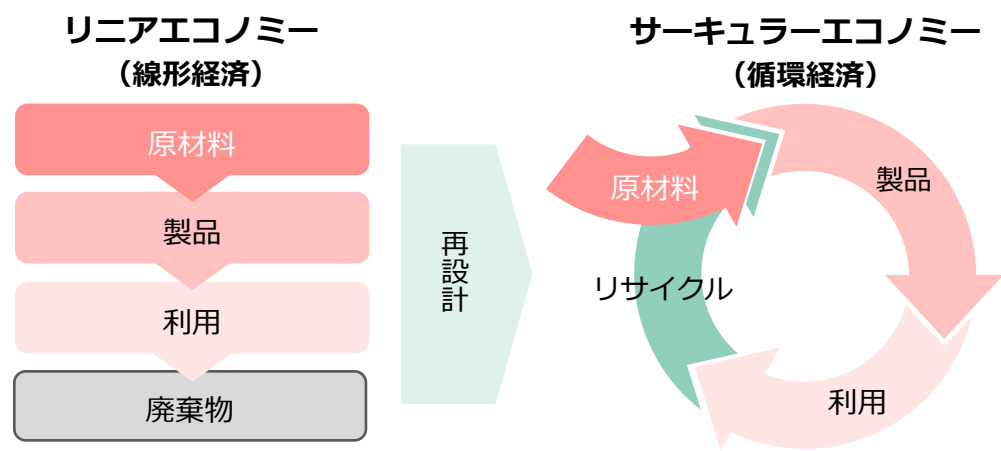


図 4-15 サークュラーエコノミー

(令和3年版環境・循環型社会・生物多様性白書をもとに作成)

(2) 数値目標

令和9（2027）年度の目標値		現状値
◆家庭ごみ（1人1日あたり）	323 g	354 g (令和3（2021）年度)
◆事業系ごみ（1人1日あたり）	404 g	316 g (令和3（2021）年度)

### (3) 方針

#### 3-1 ごみとなるものを減らす

3Rへの意識改革、ごみとなるものを減らし資源として活用するための様々な仕組みづくりを進め、区民、事業者だけでなく、区内で学び、働く人々、買い物などに訪れる人々を含むすべての人々が協力して、ごみとなるものをできる限り減らしていきます。

#### 3-2 適正に処理する

ごみの分別排出を徹底するとともに、排出されたごみを環境負荷の低減とコストの低減に配慮し、適正に処理します。

### (4) 施策の方向及び施策

#### 3-1 ごみとなるものを減らす



##### 3-1-1 食品ロスの削減

「買いすぎない」、「作りすぎない」、「食べ残さない」をキーワードに普及啓発の充実等を図り、本来食べられるにも関わらず廃棄される食品ロスの削減を進めます。

#### 【施策】

##### ①食品ロスに関する普及啓発

食べ残しを減らす運動（3010運動<sup>さんまるいちまる</sup>）、量を調節できるメニューの提供、フードバンクの活動等の普及を進めます。

賞味期限と消費期限の違いなどの正しい知識の普及を図り、過度な鮮度志向の食品ロスを削減します。

##### ②食品リサイクルの推進

事業者や地域で活動する団体等と連携して、商業ビルの飲食店から発生する余剰食材をリサイクルする活動、フードドライブ等、食品リサイクルに関する取組を推進します。

##### ③生ごみの減量

家庭から排出される可燃ごみの約3割を占める生ごみを減らしていくため、生ごみの発生抑制や水切りについての情報発信、食材を有効に利用する料理方法や食材の保管方法の工夫に関する講座等を実施し、生ごみの減量を促進します。

また、コンポスト容器や生ごみ処理機のあっせんを実施し、生ごみの自家処理を推進します。

### 3-1-2 リデュース・リユースを軸とした3Rの推進

ごみとなるものをできる限り発生させない社会を目指し、3Rの中でも発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）に重点を置いたライフスタイルへの転換を促すための普及啓発や環境学習・環境教育を推進するとともに、区民がリユースに取り組みやすい情報提供やリユースに取り組む機会を提供していきます。

リサイクルについてもこれまで同様に重要な取組として、集団回収、拠点回収、分別回収を推進します。

#### 【施策】

#### ①リデュース・リユースを軸とした3Rへの意識改革

ごみを出さない工夫やものを繰り返し使うことの重要性を理解してもらえよう、マイバッグ・マイボトルの利用、繰り返し使える製品、環境に配慮した製品やサービスの利用などについて、区民に向けた情報発信を行います。

また、子どもから大人まで、対象や目的に合わせた環境学習・環境教育のプログラムを提供していきます。

#### ②リサイクルセンターの運営と情報発信

本町リサイクルセンター“レインボーほんまち”と美竹リユースコーナーなどで実施するリサイクル事業を運営するほか、インターネットや民間のノウハウを活用したリサイクル事業の取組を進めます。また、多くの区民に利用してもらうよう工夫や仕組みを検討し、適切な情報提供を進めます。

さらに、区民が参加しやすいリユースの仕組みを整えていくとともに、仕組みの定着に向けた広報の催しを検討します。

#### ③集団回収・拠点回収の充実・拡大

町会、自治会、マンション等に集団回収の実施を働きかけるとともに、取組を支援します。

区民会館等の区の施設において行っている、紙パック、食品用発泡スチロールトレイ、食用油、小型家電、衣類、おもちゃ、まだ乗れる自転車等の拠点回収に関する区民への情報提供を進めるとともに、コストや実現可能性を考えながら、回収拠点や新たな回収品目について検討します。



図 4-16 渋谷区子育てネウボラでのおもちゃの拠点回収

#### ④分別回収の徹底

紙類、びん、缶、ペットボトルなどの分別回収の実施に加え、紙類の中でもリサイクルが進んでいない雑紙の分別回収の検討、効率的な回収に向けた品目ごとの特性に応じた収集頻度の検討を行うとともに、不燃ごみの更なる資源化を進めます。

また、集合住宅の管理人向けの講習等を通じて、ごみ、資源の分別を徹底します。

#### ⑤プラスチックごみ対策

プラスチックの分別区分を令和4（2022）年7月から区内全域で「可燃ごみ」から「資源」に変更したことに伴い、分別、排出方法について区民への周知を図ります。

また、区内でイベント等を開催する町会、商店会等の団体に向け、洗って繰り返し長く使用することのできる飲食容器（リターナブル容器）の導入を支援します。

#### ⑥ごみ減量に資するその他の施策について

二酸化炭素排出量削減等を視野に入れ、ごみ減量に資する施策を幅広く検討します。

### 3-1-3 事業系ごみ対策の推進

事業系ごみの対策として、事業者への意識啓発、一定規模以上の事業者による3Rの促進等を進めます。

#### 【施策】

##### ①事業者への意識啓発・指導の徹底

事業系ごみの削減を進めていくため、商工会議所や渋谷区商店会連合会、各種業界団体等を通じて、講習会や研修会などを開催し、ごみに関する事業者への意識啓発を進めます。

##### ②事業系ごみのリサイクル促進

一定規模の事業用建築物に対し、「渋谷区清掃及びリサイクルに関する条例」に基づき、再利用率80%規制の徹底、再利用計画書の作成、廃棄物管理責任者の選任、ごみ・資源の保管場所の確保を指導します。

##### ③拡大生産者責任に基づく発生抑制に関する製造・販売事業者への働きかけ

国及び生産者・販売者に対して、拡大生産者責任に基づく発生抑制について、他の自治体や各種団体等と協力して、積極的な働きかけを継続的に行い、レジ袋の削減、過剰包装の抑制、容器の減量化を推進します。

##### ④双方向の情報交流

清掃リサイクル事業に区民や事業者の意見を反映させるため、清掃協力会やリサイクル等推進員と連携した情報収集・意見交換、区民・区民団体、事業者の意見交換の場づくりの検討など、双方向の情報交流を促進します。



## 3-2 適正に処理する



### 3-2-1 適正処理の推進

循環型社会を実現するためには、その前提条件として公衆衛生と環境保全の水準を維持していくことが不可欠です。区は、東京二十三区清掃一部事務組合及び東京都と連携し、コストと環境負荷の低減に努め、適正なごみの処理を着実にを行います。

#### 【施策】

#### ①分別・排出の徹底

区民や事業者への普及啓発、排出ルールの徹底、巡回等を通じた不法投棄の防止、処理が困難な医療系廃棄物の適正な処理の指導、ごみ・資源の保管場所の確保等を進め、ごみの適正処理の基本となる分別・排出の徹底を図ります。

#### ②効果的・効率的な収集・運搬

ごみ集積所に排出されたごみについて、現状の収集体制を基本として遅滞なく収集します。  
環境負荷の低減とコストの低減に配慮し、高齢社会の進展など社会情勢に対応した収集体制を検討します。

#### ③中間処理・最終処分

環境負荷の少ない中間処理、渋谷清掃工場における排ガスや排水のモニタリングの継続及び情報の開示を進めるなど、収集したごみを適正に処理します。また、中間処理により減量・減容された廃棄物は、東京都が運営する最終処分場で埋立処分します。

#### ④処理費用負担の適正化

事業系ごみ処理手数料の適正化を図ります。

## コラム プラスチックごみ問題

プラスチックは、軽量で加工しやすいという特性から、容器、包装をはじめ、様々な製品に利用されています。しかし、石油を原材料としていること、自然界で分解されにくいという特性から起きる環境問題が課題となっています。

プラスチックの使用を減らす、資源として再利用する、ポイ捨てや不法投棄を防いでプラスチックごみを海洋に流出させないことが求められています。

#### 地球温暖化

焼却による温室効果ガス（二酸化炭素）の発生

#### 天然資源の枯渇

石油資源の枯渇

#### 海洋汚染

生態系を含めた海洋環境の悪化  
景観や漁業への影響



### (5) リーディングプロジェクト

可燃ごみの焼却から脱却し、ごみとなるものを生み出さないまちの実現に向け、日々の生活に欠かせない食品や容器包装類からごみを生み出さない取組を推進していくため、「食品ロスに関する普及啓発」及び「リデュース・リユースを軸とした3Rへの意識改革」を「資源・ごみ」分野の重点施策に位置づけます。

これらの施策を推進するため、次のリーディングプロジェクトを展開します。

#### 「資源・ごみ」分野のリーディングプロジェクト

##### <渋谷むだなしプロジェクト>

- “シブラン”三ツ星レストラン
- 容器包装類削減アクション

※リーディングプロジェクトの具体的な内容は、「4.3 リーディングプロジェクト」参照

#### コラム

#### 家庭ごみに含まれる資源（令和4年度家庭ごみ組成調査結果）

区では、ごみの削減に向けた取組を検討するため、可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチックの組成割合や分別状況を定期的に調査しています。

令和4（2022）年に実施した家庭ごみ組成調査によると、区内の家庭から排出された可燃ごみの中には紙類、びん・缶・ペットボトル、容器包装プラスチック、布類など、資源として分別可能な物が24.1%含まれていました。また、未利用食品も4.2%含まれていました。

分別を徹底することで、ごみとなるものをできる限り減らしていくことが必要です。

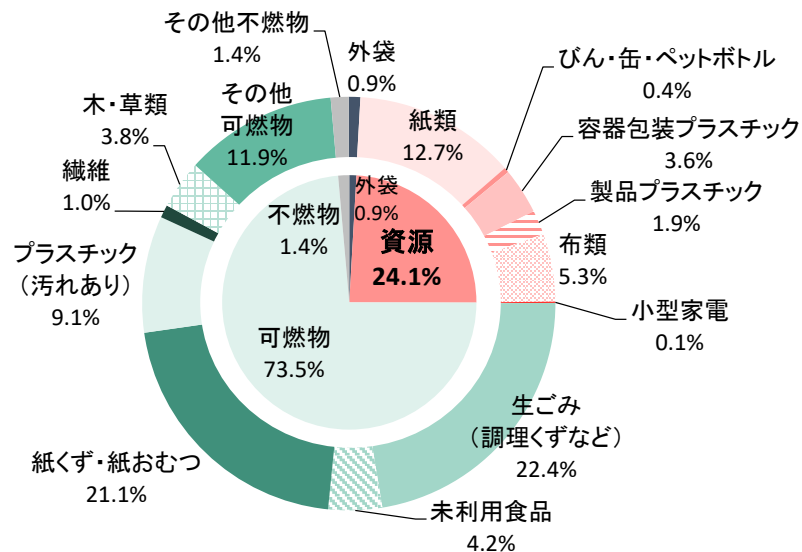


図 4-17 可燃ごみの組成割合（家庭ごみ）

出典：令和4年度家庭ごみ組成調査

(1) 現状と課題

●喫緊の課題である気候変動対策

人類は、産業革命以降、石油、石炭、天然ガス等の化石燃料に由来するエネルギーを大量に使用するようになり、二酸化炭素等の温室効果ガスが大気中に大量に排出されるようになりました。その結果、温室効果ガスの濃度が上昇し、地球の平均気温が上昇する地球温暖化が加速しています。長期的な気温上昇は気候変動を引き起こし、風水害の頻発と激甚化、猛暑の発生など、様々な影響を私たちの暮らしにもたらしています。

現在生じている地球温暖化は、自然の変動ではなく、人類が引き起こしたものであることは疑う余地がないとされています。「世界の平均気温の上昇を産業革命以前に比べ約1.5℃に抑えるためには、2030年までに2010年比で世界全体のCO<sub>2</sub>排出量を約45%削減することが必要」とされており、温室効果ガスの排出を大きく削減することが喫緊の課題となっています。同時に、気候変動による影響に備える適応策を進めていくことも課題となっています。

●減少傾向にある渋谷区内のエネルギー消費量と二酸化炭素排出量

渋谷区においては、省エネルギー化の進展により、長期的にエネルギー消費量は減少傾向にあります。温室効果ガスの大部分を占める二酸化炭素排出量も、東日本大震災後に原子力発電所が停止したことで火力発電の割合が急激に高まった平成24～25（2012～2013）年度をピークに減少傾向にあります。

渋谷区における令和元（2019）年度の二酸化炭素排出量の内訳を見ると、民生業務部門が55%、民生家庭部門が21%を占めています。民生業務部門については平成25（2013）年度から約26%減少しています。これに対し、民生家庭部門の減少は約17%にとどまっており、更なる削減が必要です。

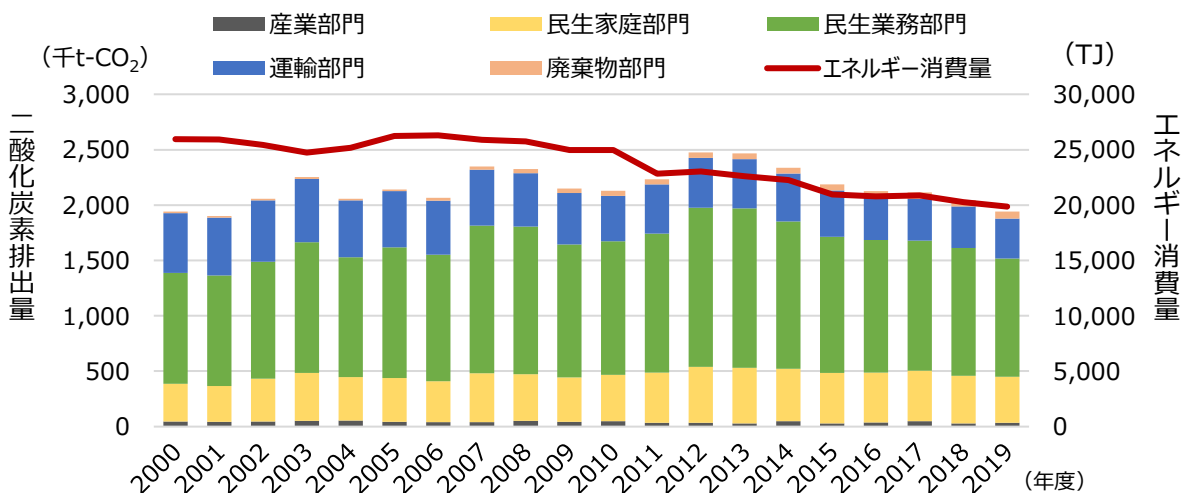


図 4-18 渋谷区の二酸化炭素排出量及びエネルギー消費量の推移

出典：東京都提供資料

●エネルギー利用の更なる効率化と脱炭素化

家庭、事業所からの二酸化炭素排出量を大きく減らしていくためには、節電などの行動だけでは限界があります。高効率な家電や機器への転換により、エネルギー使用の効率化を進めていくことが喫緊の課題です。

同時に、二酸化炭素排出の少ない再生可能エネルギー、未利用エネルギー等の活用を進めていくことも重要です。個々の住宅、建物に太陽光発電や燃料電池といった創エネルギー機器を導入するとともに、開発事業などのまちづくりに際して様々なエネルギーを組み合わせることで効率よく利用できるまちづくりを進める必要があります。

●気候変動への適応の必要性

風水害の頻発と激甚化、猛暑の発生など、気候変動の影響に備える適応策を促進していくことも重要な課題です。

渋谷区では、商業・業務地域が集積する谷地に熱がたまりやすい環境にあり、ヒートアイランド現象による気温上昇も生じています。令和4（2022）年度に実施した区民等へのアンケート調査でも、過去の調査と同様にヒートアイランド現象に高い関心が示されています。

そのため、気候変動による影響への適応及びヒートアイランド対策の2つの観点から、気象災害、健康への影響等に関する知識の普及啓発、暑熱対策等を進めていく必要があります。

(2) 数値目標

令和9（2027）年度の目標値		現状値
◆温室効果ガス（二酸化炭素）排出量	平成25（2013）年度比 39%削減 <sup>※1</sup>	1,942千t-CO <sub>2</sub> <sup>※2</sup> (令和元（2019）年度) 【平成25（2013）年度比 21%削減】
◆エネルギー使用量	平成25（2013）年度比 21%削減 <sup>※1</sup>	19,870TJ <sup>※2</sup> (令和元（2019）年度) 【平成25（2013）年度比 12%削減】
◆再生可能エネルギーを利用する 区民の割合 <sup>※3</sup>	増加	6.3% <sup>※4</sup> (令和4（2022）年度)

※1 区全体の温室効果ガス排出量について、令和12（2030）年度において平成25（2013）年度比46%削減を達成するために、令和9（2027）年度の時点で達成すべき水準

※2 出典：東京都提供資料

※3 アンケート調査により把握

※4 出典：「渋谷区の環境に関する区民意識調査」（令和4（2022）年6月15日～7月19日実施）

### (3) 方針

#### 4-1 暮らし・事業活動の脱炭素化を進める

日々の暮らし、事業活動において、節電を中心とする省エネルギー行動に加え、「省エネ家電」「創エネルギー」「移動」に着目して、区民、事業者の行動を促進します。

#### 4-2 建物・まちの脱炭素化を進める

既存の住宅、建物における省エネルギー性能の向上と再生可能エネルギー設備の導入を進めるとともに、新築時の ZEH・ZEB 化を促進します。また、再生可能エネルギー、未利用エネルギーを含む電力、ガス、熱等のエネルギーを組み合わせ、地域全体でエネルギーを効率よく使うことができるまちをつくります。

#### 4-3 気候変動による影響に適応する

気候変動や、気候変動が日々の暮らし、事業活動に及ぼす影響をそれぞれの主体が理解し、災害や健康被害等へのリスクに備えます。また、都市型水害やヒートアイランド対策を含む暑熱対策を進め、しなやかで強靱な都市を築きます。

### (4) 施策の方向及び施策

#### 4-1 暮らし・事業活動の脱炭素化を進める



##### 4-1-1 気候危機意識の共有

気候危機とも呼べる現状について区民等及び事業者と意識を共有し、適応のための行動を促す情報発信を進めます。

##### 【施策】

##### ①気候変動に関する普及啓発

気候変動とその影響、緩和と適応の取組について、区民及び事業者への普及啓発を進めます。

##### ②若者の意識醸成

気候変動に対し、次代を担う若者らの自由闊達な意見交換の場である「シブヤ若者気候変動会議」を継続し、多様な意見を集約し、若者自身の行動（アクション）につなげていきます。

#### 4-1-2 暮らし・事業活動の脱炭素化

区全体の二酸化炭素排出量及びエネルギー消費量の8割近くを占める民生部門（家庭、業務）の対策として、個々の住宅や事業所における設備機器の更新と、再生可能エネルギーの導入を促します。

##### 【施策】

##### ①脱炭素化に向けた区民の意識醸成と行動促進

家庭から排出される二酸化炭素を大きく減らしていくためには、節電など日々の行動による削減に加え、エネルギーの使用状況を見える化することや、家電を省エネルギー性能の高いものに替えていくことが必要となります。

このため、区民に向けた省エネルギーの呼びかけや省エネルギー診断実施の働きかけを継続するとともに、特に、冷蔵庫、エアコン、テレビ、照明をはじめとする家電について、省エネルギー性能が高い新しい機器への買い換えを促します。

##### ②事業者の取組支援

日常の事業活動における省エネルギー行動の実践に向け、省エネ診断の実施、事業所への省エネルギー型設備・機器の導入等を促す普及啓発を進めます。

中小規模事業所、商店会等を対象とした省エネ診断、研修会、セミナー等の活用促進や、中小企業者を対象とした低公害車導入のための融資あっせんなどにより、事業者等の省エネルギーの取組を支援します。

また、事業者と協力して、区民に向けた省エネルギーに関する普及啓発や機器の普及促進に努めます。

##### ③創エネルギーと再生可能エネルギー電力の導入促進

創エネルギー機器である太陽光発電や家庭用燃料電池、高効率コージェネレーションシステム（熱電併給システム）、蓄電池や電気自動車に充電した電力を利用するV2H（Vehicle to Home）などの導入を促します。

ただし、都市化が進んだ渋谷区内において生産できる再生可能エネルギーには限りがあります。区内で使用するエネルギーの脱炭素化を進めるため、再生可能エネルギー電力への切替について、区民、事業者への普及啓発を進めるとともに、区有施設において再生可能エネルギー電力の調達に努めます。

### 4-1-3 移動の脱炭素化

移動に伴う二酸化炭素排出を削減するため、自転車や公共交通機関の積極的な利用と、走行時に二酸化炭素等の排出ガスを出さないZEV（ゼロエミッション・ビークル）の導入促進を進めます。

#### 【施策】

##### ①自転車利用の促進

環境負荷の低い交通手段である自転車利用環境の整備を進めるとともに、区内の様々な主体と連携することにより、自転車シェアリングなどの効率的な自転車利用、観光、通勤やビジネス、健康増進など多様な目的での自転車利用を促進します。

##### ②公共交通の利用促進

路線バスの走行ができない地区を中心にコミュニティバス「ハチ公バス」を運行します。また、使用する車両の省エネルギー化について検討を進めます。

##### ③ZEVの導入促進

電気自動車(EV)や燃料電池自動車(FCV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)や、ゼロエミッション・バイクの普及を促進します。また、これらの利用に必要な充電設備等のインフラ整備を支援します。



図4-19 令和4（2022）年度に導入したEVのハチ公バス

## 4-2 建物・まちの脱炭素化を進める



### 4-2-1 住宅・建物のゼロエミ化

二酸化炭素排出量の削減に向け、住宅、事業所、区有施設の環境性能向上、再生可能エネルギーの導入を推進します。

#### 【施策】

#### ①住宅、事業所の ZEH・ZEB 化等の促進

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」（建築物省エネ法）が令和4（2022）年6月に改正され、今後3年以内（令和7（2025）年4月施行予定）に、原則としてすべての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合義務が拡大されます。東京都では、都内に一定以上の新築住宅等を供給するトップランナー等事業者を対象に、太陽光発電設備の設置を義務化する制度の創設を進めています（令和7（2025）年4月施行予定）。

これらを踏まえ、引き続き、建築物省エネ法をはじめ、建築物の省エネルギー化等に関連する各種法令に基づく認定や指導を行います。

また、各種支援制度に関する情報提供を進め、住宅や事業所におけるエネルギー管理システム（HEMS、BEMS等）の導入、断熱化、各種の創エネルギー機器及び省エネルギー機器の導入等を促します。

#### ②区有施設の脱炭素化

区有施設の整備、建替時に、太陽光発電、太陽熱利用システム、高効率コージェネレーションシステム（熱電併給システム）、断熱性能の高い窓ガラス、LED照明、蓄電池の導入、緑化、雨水利用、木材利用等を検討し、脱炭素化に資する施設整備を推進します。

既存施設の改修の機会等を捉え、照明や空調機器等の高効率化、断熱化等、設備機器や建物の省エネルギー化を計画的に進めるとともに、適正な冷暖房の温度設定、待機時の消費電力の削減等の運用面での省エネルギーを推進します。

また、区道、私道の街路灯や公園灯のLED化、公用車へのZEV（電気自動車、燃料電池自動車等）の導入を進めます。



図4-20 代々木山谷小学校の太陽光発電システム



図4-21 区役所1階マルチ画面に表示しているエネルギー使用量



## 4-2-2 都市の脱炭素化

開発事業などのまちづくりにあわせて、エネルギー利用の最適化、再生可能エネルギー、未利用エネルギーの活用を促進するとともに、交通渋滞緩和などの交通・物流対策を進め、環境と経済の両軸が調和する世界一付加価値の高い脱炭素型のまちづくりを推進します。

### 【施策】

#### ①開発事業における環境配慮の促進

個々の開発事業において、諸制度に基づく事業者への指導、地区計画等を通じて、建築物の省エネルギー性能や断熱性能の向上、再生可能エネルギー、未利用エネルギーの活用や街区間の連携、廃棄物の発生抑制、再利用、再資源化の取組、熱対策に配慮した質の高いみどりの創出等の環境配慮を促進します。

#### ②スマートエネルギーネットワークの構築

開発事業等のまちづくりにあわせて、高効率コージェネレーションシステム、地域冷暖房システムの導入等、開発地区の条件に応じてエネルギーを効率的に利用するシステムの導入を促進します。

#### ③交通・物流の円滑化

渋谷駅周辺において、交通渋滞の緩和を通じた脱炭素化を推進していくため、渋谷地区駐車場地域ルールへの運用、共同荷捌き場の設置、違法駐車対策等、交通・物流の円滑化に向けた取組を進めます。

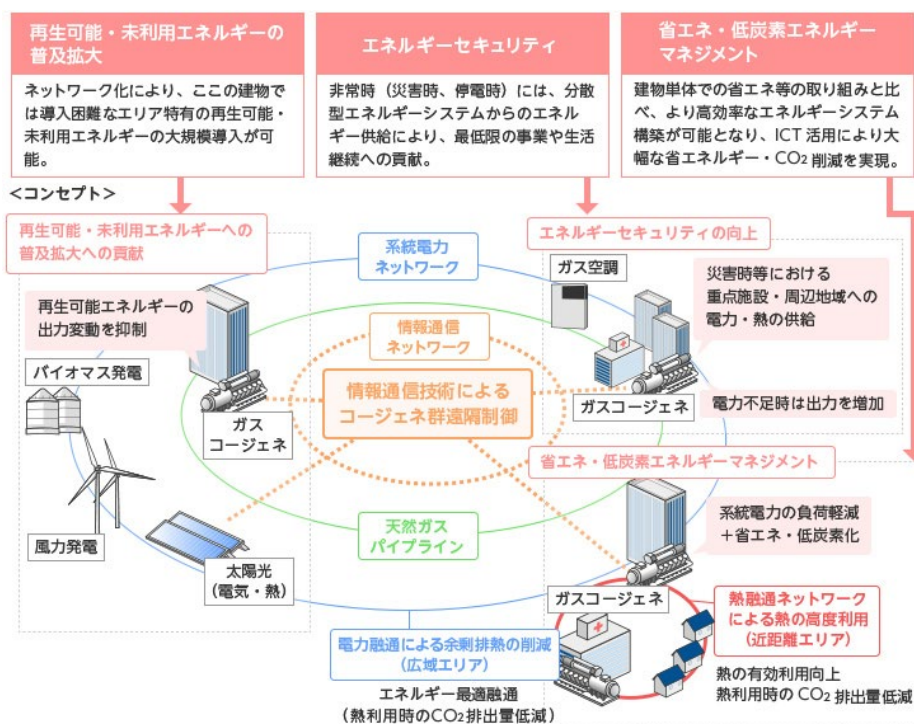


図4-22 スマートエネルギーネットワーク

出典：日本ガス協会ホームページ (<https://www.gas.or.jp/gas-life/cogeneration/smartenergy/>)

### 4-3 気候変動による影響に適応する



#### 4-3-1 風水害への対策

集中豪雨、台風などの風水害が頻発、激甚化することによる被害を回避、軽減するため、雨水流出抑制対策を進めるとともに、区民及び事業者の防災意識の向上、非常用電源の普及・整備などを進めます。

##### 【施策】

##### ①都市型水害への対策

局地的集中豪雨による都市型水害への対策として、グリーンインフラの考え方を取り入れながら、雨水浸透施設の設置、透水性舗装、緑化地の整備により、雨水の地下への浸透を進めていきます。

##### ②防災情報の共有・普及啓発

渋谷区洪水ハザードマップ（浸水予想区域図）、東京都下水道局が提供する降雨情報システム「東京アメッシュ」等、防災情報の共有、普及啓発を進めます。

##### ③創エネ・蓄エネの設備の普及

創エネルギー機器である太陽光発電や家庭用燃料電池、高効率コージェネレーションシステム（熱電供給システム）、蓄電池・電気自動車が、災害時に非常用電源として利用できることを区民及び事業者に周知します。また、避難所となる区の施設において、これらの設備の導入に努めます。



図4-23 洪水ハザードマップ



図4-24 渋谷区防災アプリ

詳しい情報はここから

▶ 渋谷区  
防災ポータル



▶ 渋谷区  
防災マニュアル  
・防災マップ



▶ 渋谷区  
防災アプリ  
紹介ページ



### 4-3-2 暑熱対策・ヒートアイランド対策

都心に位置する渋谷区では、地球温暖化による気温上昇に加え、ヒートアイランド現象も深刻です。

保水性舗装や透水性舗装の整備、緑陰の形成などにより、熱をためにくいまちづくりを進めます。

#### 【施策】

##### ①暑熱環境の緩和対策

ヒートアイランド現象の緩和に向け、区内の歩道において透水性舗装の整備を進めるとともに、街路樹による良好な緑陰を形成するため、適正な管理を進めます。

また、開発事業等の際し、敷地、壁面、屋上の緑化、外構への打ち水効果のある舗装の導入、クールスポットの創出等のヒートアイランド対策の実施に向けた協力を要請していきます。

##### ②ヒートアイランド現象等に関する普及啓発

打ち水を取り入れたイベントなど、暑熱対策・ヒートアイランド対策に関する普及啓発を進めます。

### 4-3-3 熱中症・感染症対策

夏季の気温上昇による熱中症の増加、感染症を媒介する生物の生息域の拡大など、人々の健康に関わる適応策を推進します。

#### 【施策】

##### ①熱中症対策の推進

猛暑日の増加などを背景に発生数の増加が懸念される熱中症の予防について、区民等及び事業者への普及啓発を進めます。また、夏季にホームページや電光掲示板などにより熱中症注意の呼びかけを実施します。

##### ②感染症に関する普及啓発

気候変動の影響により蚊等が媒介する感染症の発生リスクの増大が懸念されています。このため、感染症の予防や蚊の発生抑制などに関する区民への普及啓発を進めます。

### (5) リーディングプロジェクト

脱炭素社会を見据えて再生可能エネルギーの導入を促進していくため、「創エネルギーと再生可能エネルギー電力の導入促進」を「エネルギー・温暖化対策」分野の重点施策に位置づけます。

また、喫緊の課題である気候変動及びヒートアイランド現象による夏の暑さ対策により区民等の健康で安全な暮らしを確保するため、「暑熱対策・ヒートアイランド対策の推進」を重点施策に位置づけます。

これらの施策を推進するため、次のリーディングプロジェクトを展開します。

#### 「エネルギー・温暖化対策」分野のリーディングプロジェクト

##### <渋谷クールプロジェクト>

- 地産再生可能エネルギーの区消推進
- クールスポットネットワークの整備

※リーディングプロジェクトの具体的な内容は、「4.3 リーディングプロジェクト」参照

## コラム

### 2つの気候変動対策「緩和」と「適応」

気候変動対策には、2つの柱があります。1つは、原因物質である温室効果ガス排出量を削減する（または植林などによって吸収量を増加させる）「緩和」です。もう一つは、気候変化に対して自然生態系や社会・経済システムを調整することにより気候変動の悪影響を軽減する（または気候変動の好影響を増長させる）、「適応」です。緩和の効果が現れるには長い時間がかかるため、変化する気候の影響に備える適応に、社会全体で取り組んでいくことが求められています。

## 緩和とは？

原因を少なく



## 適応とは？

影響に備える



図 4-25 緩和と適応

出典：気候変動適応情報プラットフォーム

### (1) 現状と課題

●一人ひとりの意識を変え、行動へとつなげる情報発信の必要性

良好な地域環境を形成するとともに、地球環境の保全に貢献していくためには、区民、事業者、民間団体、来街者、学校、区等、地域で活動する様々な主体が、持続可能な社会の形成に向け、意識を変え、ライフスタイル、ビジネススタイルを変えるための行動を起こすことが重要です。

区では、これまでも環境情報の提供、学校における環境教育、様々な環境学習の機会の提供に取り組んできました。SNS、動画配信、オンライン形式のイベント・講習会など、情報発信の手法が広がっていることを踏まえ、より効果的な情報発信、広報を進めていくことが必要です。

●活動に取り組む多様な主体のパートナーシップの構築

区内では、地域の環境をよりよくしていくため、町会・自治会・PTA・消費者団体等が取り組む資源の集団回収、公園や緑道、道路上の花壇を区民等と協働で維持管理する自主管理花壇、渋谷区一斉清掃をはじめとする地域の清掃活動等、区民等及び事業者による様々な活動が行われています。

これらの活動に取り組む多様な主体の情報共有、交流、パートナーシップ形成の場として、渋谷区では、令和元（2019）年度にシブサス（シブヤサステナブル推進協議会）を設立し、令和4（2022）年度にはシブヤ若者気候変動会議が動き出しました。

こうした場を通じて、環境への活動の輪を区内にとどまらず全国、世界へ広げていくことも、渋谷区の発信力を活かした取組として期待されています。

### (2) 数値目標

令和9（2027）年度の目標値	現状値 <sup>※2</sup>
<p>◆「日常生活における一人ひとりの行動が、環境に大きな影響を及ぼしている」ことを「大変そう思う」と考える区民の割合<sup>※1</sup></p> <p style="text-align: right;">80%</p>	<p>66.3% (令和4（2022）年度)</p>
<p>◆地域における環境保全のための活動（緑化、美化、リサイクル、環境保護等）に参加しており、今後も行いたいと考える区民の割合<sup>※1</sup></p> <p style="text-align: right;">50%</p>	<p>31.0% (令和4（2022）年度)</p>

※1 アンケート調査により把握

※2 出典：「渋谷区の環境に関する区民意識調査」（令和4（2022）年6月15日～7月19日実施）

### (3) 方針

#### 5-1 意識を変える

渋谷区らしい持続可能なライフスタイルに関する情報発信、普及啓発を進め、区民等及び事業者の意識の変革を促します。

#### 5-2 行動を促す

区民等及び事業者が行動する機会の創出、多様な主体のパートナーシップの形成を進め、持続可能な社会の実現に向けた行動を地域が一体となって進めていきます。

### (4) 施策の方向及び施策

#### 5-1 意識を変える



##### 5-1-1 情報発信・広報

区内の環境に関するデータや区の実践等、環境に関する様々な情報を区民等及び事業者に向け発信し、環境について知る機会を提供していきます。

また、区民等及び事業者の意識を変え、行動につなげていくためのより効果的な情報発信、広報のあり方を検討し、実行していきます。

#### 【施策】

##### ①環境情報の提供

各種の環境データ、環境保全に係る区の実践、区民等・事業者・環境活動団体等による取組、持続可能なライフスタイルや事業活動のモデルとなる取組など、環境に関する情報の収集、発信を進めます。

##### ②環境に関する普及啓発の推進

環境問題に対する区民等の関心を高め、意識を変えていくため、様々な普及啓発事業を推進します。

- ・ 環境、持続可能な社会をテーマとした標語やポスターなどの募集・表彰
- ・ 環境学習や地域の環境保全活動への参加促進
- ・ 環境負荷の低減に資する物品・サービスを示す環境ラベルや、環境に配慮した消費行動
- ・ ごみの減量、二酸化炭素排出量の削減等の行動成果の見える化 など

### ③事業者の意識啓発

事業活動における環境配慮を促していくため、事業者による行動の必要性、環境保全に関わる法令に基づく規制、業種・業態に応じた配慮事項、設備の改善などの取組、補助や融資の情報提供などを通じ、事業者の意識啓発を進めます。

また、事業活動による環境への影響に関する情報の公開を促していきます。

### ④効果的な情報発信・広報の検討と実行

持続可能な社会、カーボンニュートラル実現の重要性を区民等及び事業者に意識させ、行動の実践につなげていくために効果的な情報発信、広報のあり方を検討し、実行します。

## 5-1-2 環境学習・環境教育の推進

子どもから大人まであらゆる世代が環境問題や、持続可能な社会の実現に向けて取り組むべきことを学ぶ機会を設けていきます。

### 【施策】

#### ①環境イベント・環境講座の実施

ふれあい植物センターをはじめとする区の施設における環境をテーマとした各種講座や、イベントの開催を通じて、区民等及び事業者が環境問題や環境を保全するための行動、持続可能なライフスタイル等を学ぶ機会を設けていきます。

また、企業や民間活動団体と連携した、環境関連の講座やシンポジウム、イベント等の開催を進め、学びや体験の機会の充実を図ります。

#### ②学校における環境教育・環境学習の推進

総合的な学習の時間、課外活動等を通じて、次代を担う子どもたちが地域の環境や地球環境問題について学ぶ機会を設けていきます。

日常の学校生活の中で、子どもたちに節電や節水、ごみの分別などを呼びかけ、環境行動の実践を促します。

学校における環境教育・環境学習の推進に向け、区内の企業や民間活動団体、専門家等が提供するプログラムや人材と連携する仕組みづくりを検討します。

#### ③生涯学習等と連携した環境学習の推進

生涯学習の講座等と連携して、区の自然や環境保全につながる昔ながらの知恵や文化、歴史等と絡めながら環境について学ぶことのできる機会を提供していきます。

## 5-2 行動を促す



### 5-2-1 行動と協働の促進

持続可能な社会の実現に向け、一人ひとりの行動を促していくとともに、渋谷区で暮らし、働き、学び、訪れる多様な人々が協力して、地域社会が一体となって環境に取り組む機会の創出や仕組みづくりを進めます。

#### 【施策】

#### ①情報交換・情報共有の場づくり

シブサス（シブヤサステナブル推進協議会）、シブヤ若者気候変動会議など、環境に取り組む区民、事業者、学生、団体等が情報交換・情報共有や交流する場や機会を創出し、パートナーシップの形成を進めます。

#### ②区民等及び事業者の取組支援

省エネ・創エネ・蓄エネにつながる設備を導入する際に活用できる各種の補助金に関する情報提供、区からの助成などにより、区民及び事業者の取組を支援します。

#### ③法令に基づく規制と誘導

環境保全、建築、開発、省エネルギー等に関する各種の法令の適正な運用を通じて、対象となる事業者への規制・指導、住宅・建物の建設や開発事業に際した環境配慮の誘導などを進めます。

#### ④人材の育成と活用

環境シンポジウムや環境講座等の開催、シブサス（シブヤサステナブル推進協議会）の活動などを通じて、地域における環境保全活動の担い手となる人材育成を進めます。

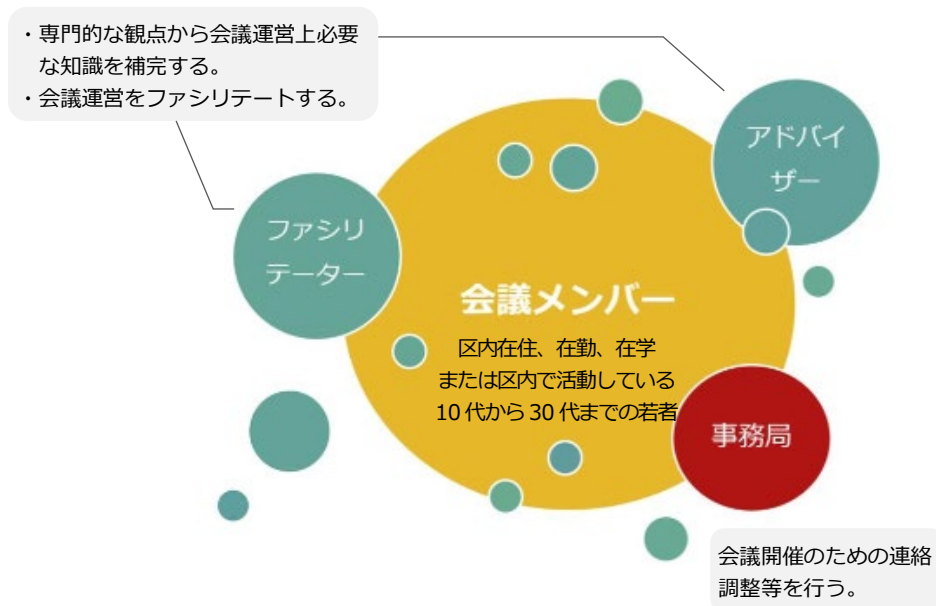


図4-26 シブヤ若者気候変動会議のイメージ



### 5-2-2 区役所の率先行動

区役所が区民等及び事業者の模範となるよう、率先して持続可能な社会とカーボンニュートラルの実現に向けた各種の取組を進めます。

#### 【施策】

##### ①区施設における再生可能エネルギー等の導入促進

区施設において、計画的な省エネルギー改修の実施、ZEVの導入などによりエネルギーの効率的利用を徹底するとともに、太陽光発電などの再生可能エネルギー設備の導入、再生可能エネルギー電力・廃棄物発電による電力の調達を進めます。

また、施設の整備・改修時には率先してZEBの実現を図ります。

##### ②職員の行動促進

区の施設において、クールビズ・ウォームビズの推進や冷暖房の適切な温度設定等の省エネルギー行動を行います。また、職員によるエコバッグやマイボトルの活用、ごみの分別・削減、区主催イベント運営におけるごみの減量など、環境保全行動の実践に努めます。

物品・サービスの調達に際して、環境への負荷ができるだけ少ない製品やサービスを選択して購入するグリーン購入を推進します。

さらに、環境の現状や区の取組状況等について、区民等及び事業者への情報公開を進めます。

## (5) リーディングプロジェクト

環境のために行動する人と人がつながり、大きな力を生み出すまちの実現に向け、持続可能なライフスタイル、ビジネススタイルを浸透させ、一人ひとりが行動する機運を醸成していくため、「環境に関する普及啓発の推進」、「情報交換・情報共有の場づくり」を「意識」分野の重点施策に位置づけます。

これらの施策を推進するため、次のリーディングプロジェクトを展開します。

### 「意識」分野のリーディングプロジェクト

#### <サステナブル渋谷プロジェクト>

- 渋谷サステナブル・アワード
- シブサス（シブヤサステナブル推進協議会）

※リーディングプロジェクトの具体的な内容は、「4.3 リーディングプロジェクト」参照

### 4.3 リーディングプロジェクト

「リーディングプロジェクト」は、計画が目指す渋谷区の姿を実現していくために、5つの分野の施策の中から重点施策を設定し、重点的に事業（プロジェクト）を進めることで、計画全体の推進につなげていくものです。

上記の目的を踏まえ、次の2つの観点のいずれかに該当し、各分野の施策全体を牽引していく施策であり、本計画の計画期間を通して重点的に実施する具体的なプロジェクトを、リーディングプロジェクトとして設定します。

#### （重点施策選定の観点）

- ・渋谷区で暮らし、働き、学び、訪れる人々の意識に働きかけ、行動を促す施策
- ・区民等及び事業者と協力して、サステナブル・シティ（持続可能な都市）としての渋谷区の付加価値向上につながるまちづくりを進める施策

リーディングプロジェクトは、プロジェクトの進捗や渋谷区を取り巻く環境や社会経済情勢の変化に応じて、行動計画策定時に見直しを行うこととします。

#### （1）渋谷クリーンプロジェクト **分野：暮らし**

【重点施策】落書き防止活動・シール除去作業等の実施  
喫煙ルールの徹底

渋谷を世界中から訪れる人々に誇れるまちとしていくため、まちの美観を損なう落書きの問題、人々の健康や快適さを損なう恐れのあるたばこの問題への対応に継続的に取り組む必要があります。

そこで、「落書きをなくす」、「非喫煙者の立場に立って快適なまちをつくる」を課題として、区民等及び事業者と協力して落書き対策、喫煙対策を大きく前進させるプロジェクトを推進します。

〔リーディングプロジェクト〕

#### ●落書き消去グループの活動支援

一斉清掃等の活動と連携しながら、区民、事業者、学生等と協力して落書きを消す活動を展開します。

また、落書き消去講座を開くことで、落書き消去に対する知識や技術を育み、地域が主体となって落書きを消す仕組みを構築し、落書きをしにくいまちづくりを展開します。

#### ●民間と連携した公共喫煙所の整備推進

路上喫煙を防止し、吸う人・吸わない人が共存し、吸い殻のポイ捨てのないまちをつくっていくため、たばこの製造・販売事業者、店舗等と協力して、公衆喫煙所を整備する仕組みづくりを進めます。

## (2) みどりの渋谷プロジェクト **分野：みどり・生きもの**

### 【重点施策】「小さな森プロジェクト・ポケットパークプロジェクト」の推進 天然芝生化の推進

区民等及び事業者と協働でみどりを育み、魅力的で質の高いみどりを増やしていくためには、小さくともその効果や魅力を実感できるみどりをまちなかに増やし、区民等がふれあえる機会を増やしていくことが求められます。

そこで、「協働でみどりを育む場をつくる」を課題として、区民等及び事業者と協力してみどりを育てる場をつくり、みどりを守り育てる意識を醸成するとともに、まちの魅力向上につなげていくプロジェクトを推進します。

#### 〔リーディングプロジェクト〕

##### ● 小さな森プロジェクト・ポケットパークプロジェクト

木造密集地域で防災機能の確保が課題となっている本町地区の一部を対象に、地域の防災性向上を図るまちづくりを進めていく中で、地域住民の意見を取り入れながら地域の憩いの場となる小さな空間を整備し、樹木等の植栽を施すことで、地域の防災機能の強化を図りつつ、みどりの創出を推進します。

##### ● 校庭の天然芝生化

校庭の天然芝生化を推進することで、子どもたちが日々の活動の中でみどりとふれあい、育む機会を増やしていくとともに、ヒートアイランド現象の緩和にも寄与していきます。また、区民をはじめとする地域と連携して、芝生の管理運営を行う仕組みづくりを進めます。



図 4-27 千駄ヶ谷小学校校庭の芝生

### (3) 渋谷むだなしプロジェクト **分野：資源・ごみ**

【重点施策】食品ロスに関する普及啓発

リデュース・リユースを軸とした3Rへの意識改革

ごみとなるものを生み出さないまちを目指す第一歩として、日々の生活に最も身近な食に関わる食品ロスの問題と、容器包装類に着目して、ごみ問題への関心を高め、地域社会が一体となって食品ロス、無駄な容器包装類の削減に取り組んでいく機運の醸成につながるプロジェクトを推進します。

〔リーディングプロジェクト〕

#### ● “シブラン”三ツ星レストラン

食品ロスの削減、地域の環境美化、ごみ削減に取り組む飲食店を、取組の内容に応じた星の数で格付けしてPRする「“シブラン”三ツ星レストラン」を通じ、食品ロスの問題等に対する区民等の意識啓発を図るとともに、飲食店による自主的な取組を促進します。

また、「“シブラン”三ツ星レストラン」とフードシェアリングサービス「TABETE」と連携し、お互いの情報発信により、食品ロスの削減と、食品ロスの削減に対する区民等の意識の向上を図ります。



図4-28 シブラン認証ステッカー

#### ● 容器包装類削減アクション

区が主催するイベントにおいて、運営組織及び出展者と協力してリターナブル容器の活用を促進するため、リターナブル食器購入またはレンタルに対する助成を行います。

また、レジ袋削減、マイボトル・マイカップの持参呼びかけ等を実践し、容器包装類の削減に向けた区民等の意識啓発を図ります。



図4-29 プラスチックごみの削減や環境に対する意識啓発事業の一環として区有施設に設置したマイボトル対応型給水スポット

#### (4) 渋谷クールプロジェクト **分野：エネルギー・温暖化対策**

**【重点施策】創エネルギーと再生可能エネルギー電力の導入促進  
区有施設の脱炭素化  
暑熱環境の緩和対策**

夏の厳しい暑さ、局地的な大雨の頻発など、気候変動の影響が感じられる現象が顕在化する中、国際レベルから地域にいたるまで気候変動の緩和と適応に向けた対策は喫緊の課題となっています。

今後も人口、事業所の増加が見込まれる渋谷区においては、気候変動の緩和に向けて二酸化炭素排出量の少ない再生可能エネルギー、未利用エネルギーの活用を推し進めていくことが求められます。また、気候変動による影響への適応の観点からは、ヒートアイランド対策も含めて、夏の暑さ対策が求められています。

そこで、「エネルギーの脱炭素化を進める」、「まちを冷やす」を課題として、再生可能エネルギーの導入促進、夏の暑さ対策による区民等の健康で安全な暮らしの確保につながるプロジェクトを推進します。

#### 〔リーディングプロジェクト〕

##### ● 地産再生可能エネルギーの区消推進

区内における再生可能エネルギーの活用を促進していくため、まずは公共施設において区内や全国各地で生産される再生可能エネルギーの活用を進めるとともに、区民、事業者に向け、再生可能エネルギーの選択を促す普及啓発を進めます。

また、公共施設の建替え等に際し、ZEB化、再生可能エネルギーの利用と災害時のエネルギー源の確保について導入を検討するとともに、公共施設を拠点に生産した再生可能エネルギーを災害時に近隣の住宅・事業所で活用する仕組みなど、新しい技術の導入について調査・研究を進めます。

##### ● クールスポットネットワークの整備

旧玉川上水跡の緑道等のまとまった緑空間を整備することで、二酸化炭素の吸収源としての効果や都市のヒートアイランド現象の緩和などを推進します。さらに、憩い空間や水辺・緑陰を創出し、まちを冷やすとともに、まちの魅力創出を推進します。

事業者による開発では、「渋谷区みどりの確保に関する条例」によるみどりの確保と同時に、見えるみどりや魅せるみどりといった、質の高いみどりの創出を促しながら地域の魅力を高めていきます。

(5) サステナブル渋谷プロジェクト **分野：意識**

【重点施策】 環境に関する普及啓発の推進  
 情報交換・情報共有の場づくり

渋谷区らしい持続可能なライフスタイルを確立、浸透させていくためには、持続可能なライフスタイルを実践する人、企業、団体等の取組を区内、世界に向けて発信し、区内で活動する人々の意識と行動へ働きかけていくことが必要です。また、その行動を広げ、発信力を高めていくためには、行動する主体が交流し、つながる場をつくっていくことが必要です。

そこで、「サステナブルを浸透させる」、「サステナブルに取り組む主体の交流の場をつくる」を課題として、区内で活動する人々の意識と行動に働きかけるプロジェクトを推進します。

〔リーディングプロジェクト〕

● 渋谷サステナブル・アワード

渋谷区らしい持続可能なライフスタイル、事業活動の「発見・検証・発信」により、意識と活動の輪を広げ、文化として定着させていくことで、区民等の意識啓発を進めていくとともに、「渋谷区＝サステナブルな都市」のイメージづくりにつなげていきます。

● シブサス（シブヤサステナブル推進協議会）

持続可能な社会の形成に向けて取り組む区民、事業者、団体、学校等、多様な主体の情報共有、交流、パートナーシップ形成の場となるシブサス（シブヤサステナブル推進協議会）を設置し、多様な主体の行動を促進します。



図 4-30 渋谷サステナブル・アワード 2022 年度受賞者

# 第5章 推進体制及び進行管理

## 5.1 推進体制

区民等及び事業者の主体的な活動、国や東京都、他の自治体と連携を図りつつ、区民、在勤者、学生、来街者、事業者（企業、飲食・小売店、開発事業者等）、学校（大学、小中学校、高校等）、団体（NPO、NGO等）、区等、持続可能な社会の実現に向けた活動に取り組む多様な主体と協働して、本計画に基づく施策を総合的かつ計画的に推進します。

そのための推進組織として、シブサス（シブヤサステナブル推進協議会）を設置し、区内に拠点を置いて環境保全、持続可能な社会の形成に向けて取り組む区民、事業者、団体、学校等、多様な主体の情報共有、交流、パートナーシップの形成を進めていきます。

また、地域のまちづくりと連携して、地域の多様な主体と環境保全に向けた取組を検討し、実現していきます。



図 5-1 推進体制

## 5.2 進行管理

本計画に基づく施策の推進と継続的な改善を図るため、PDCA サイクル（Plan＝計画、Do＝実行、Check＝点検・評価、Act＝見直し）による進行管理を行います。

具体的には、行動計画（実施計画）において施策の進行管理指標を設定して、毎年度、各施策に基づく事業の実施状況の点検、評価と改善を図ります。

また、5つの分野の数値目標について、最終年度の見直し時に達成状況を評価し、取組の状況を総括した上で、計画を改定します。

なお、本計画では、計画策定時点で把握可能なデータを中心に目標指標を設定しましたが、進行管理をより適切に行うために必要なデータの取得、蓄積に努め、計画の見直し時に反映します。

これらのPDCAの一環として、区民等及び事業者に渋谷区の環境の現状、区の実施状況等をまとめた「しぶやの環境」を発行し、情報公開を進めます。

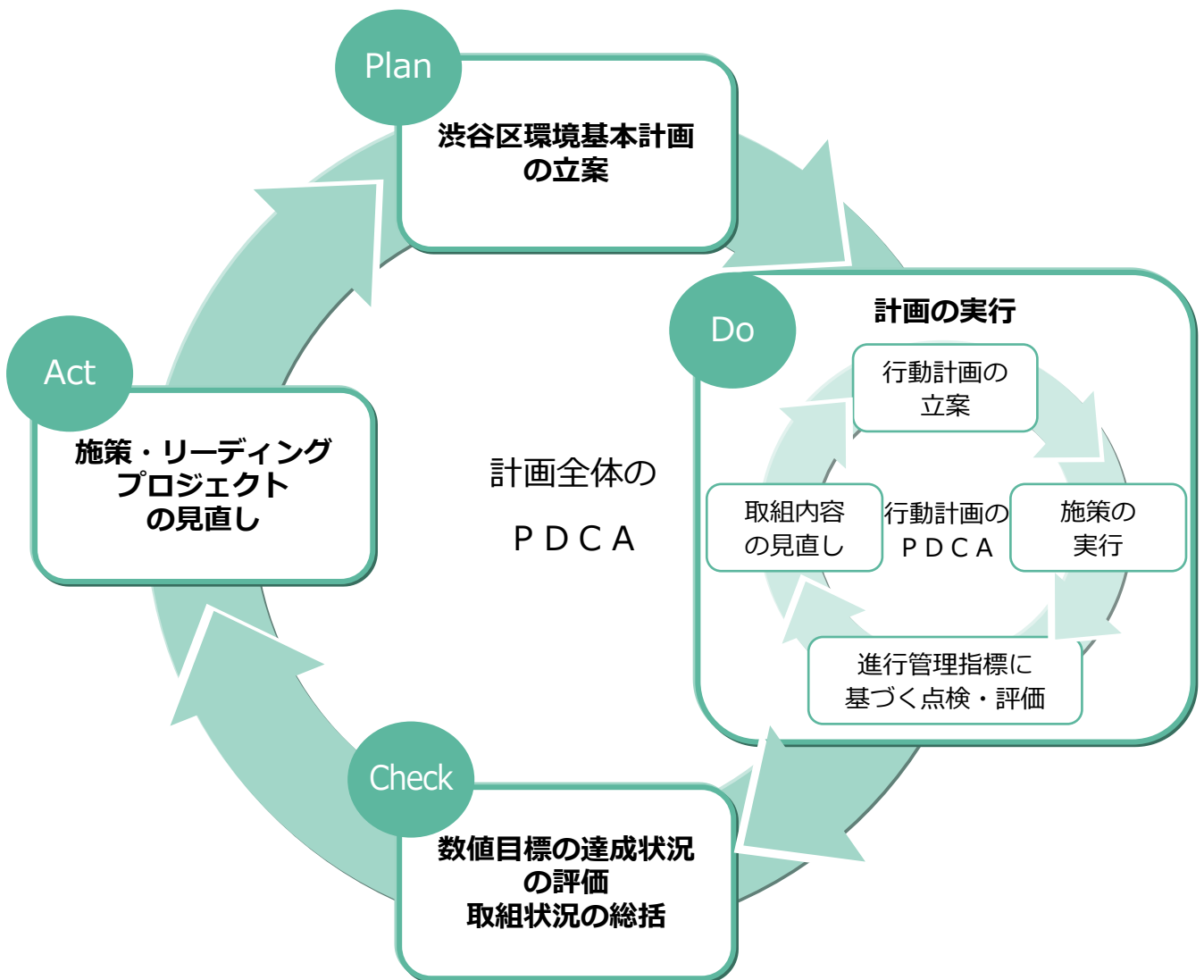


図 5-2 計画の進行管理



# 資料編

## 1 渋谷区環境基本計画策定アドバイザー

氏名	所属等
奥 真美	東京都立大学 都市環境学部 教授
村上 公哉	芝浦工業大学 建築学部 教授
藤野 純一	公益財団法人地球環境戦略研究機関 サステナビリティ統合センター プログラムディレクター

## 2 シブヤ若者気候変動会議発足メンバー

(五十音順)

石本 さや香	島田 すばる	長谷川 繁	山口 記世
江口 愛乃	滝本 智丹	林 利咲	山田 礼華
恩地 祥博	田中 悠	保泉 日向子	渡辺 夏鈴
金井 優樹	俵 里奈	南 直牙	渡辺 千尋
今野 貴江	西田 彩香	宮川 直樹	渡辺 優

※シブヤ若者気候変動会議は、渋谷区に在住、在学、在勤または渋谷区内で環境に関する活動をしている10代～30代の若者で構成。



シブヤ若者気候変動会議発足メンバー

### 3 検討の経緯

開催日	会議等	主な検討内容
令和4（2022）年		
6月14日	渋谷区環境基本計画 庁内検討委員会	・環境基本計画の中間見直しについて
6月15日 ～7月19日	区民意識調査	・前計画策定時からの意識・行動の変化 ・エネルギー・温暖化対策、気候変動に対する認識
6月15日 ～9月22日	事業者意識調査	
10月18日	渋谷区環境基本計画 庁内検討委員会	・環境基本計画の中間見直し及び行動計画（第3期）策定に向けた基本的な考え方
11月13日	渋谷環境シンポジウム2022・シブヤ若者気候変動会議	・個人や家庭で取り組める身近な気候変動対策について
11月25日	渋谷区環境基本計画 庁内検討委員会	・次期環境基本計画素案について
12月13日	渋谷区環境基本計画 庁内検討委員会	・次期環境基本計画素案について
12月15日 ～12月28日	パブリックコメント	
令和5（2023）年		
2月7日	渋谷区環境基本計画 改定委員会	・パブリックコメント実施結果について

## 4 用語解説

用語	説明	頁
I IPCC	「Intergovernmental Panel on Climate Change（気候変動に関する政府間パネル）」の略称で、昭和 63（1988）年に WMO（世界気象機関）と UNEP（国連環境計画）のもとに設立された。気候変動に関する最新の科学的知見（出版された文献）についてとりまとめた報告書を作成し、各国政府の気候変動に関する政策に科学的な基礎を与えることを目的としている。	1、4
N NGO	「Non-governmental Organization」の略称で、貧困、飢餓、環境など、世界的な問題に対して、政府や国際機関とは違う「民間」の立場から、国境や民族、宗教の壁を越え、利益を目的とせずにこれらの問題に取り組む団体のこと。活動の対象分野は、開発・環境・人権・平和の 4 つに大きく分けることができ、海外の現場に向けられた資金助成、緊急救援などの活動や、日本国内に向けた情報提供、開発教育等などの活動がある。	59
NPO	「Non-Profit Organization」または「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。多種多様なものがあり、学校、病院、老人ホーム等を経営する事業型 NPO、そうした活動に資金を提供する助成財団、環境問題など、社会問題に取り組んだり、国際援助・交流を行う市民団体などが含まれる。	59
Z ZEB	「net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）」の略称で、建築計画の工夫による日射遮蔽・自然エネルギーの利用、高断熱化、高効率化によって大幅な省エネルギーを実現した上で、太陽光発電等によってエネルギーを創り、年間に消費するエネルギー量が大幅に削減されている最先端の建築物のこと。	17、41、44、53、57
ZEH	「net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）」の略称で、家庭で使用するエネルギーと、太陽光発電などで創るエネルギーをバランスして、1 年間で消費するエネルギーの量を実質的にゼロ以下にする家のこと。	17、41、44
ZEV	「Zero Emission Vehicle」の略称。東京都の定義では、走行時に二酸化炭素等の排出ガスを出さない電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）のこと。	17、43、44、53
あ行 アスベスト	石綿（せきめん、いしわた）とも呼ばれる、天然の鉱物繊維。耐熱性、絶縁性等の特性があり、安価な工業材料であることから、建築資材等の広範な分野で用いられてきた。その繊維が極めて細いため、大気中に飛散し、吸い込むことが大きな問題となっており、現在は利用が禁止されている。	21

用語	説明	頁
アートワーク	彫刻やレリーフ、壁画などの芸術作品。	23
一般廃棄物処理基本計画	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」による法定計画。渋谷区では、先の法律とともに、「渋谷区清掃及びリサイクルに関する条例」に基づき、「渋谷区一般廃棄物処理基本計画」を策定している。	2、10
運輸部門	最終エネルギー消費のうち、企業・家計が住宅・工場・事業所の外部で人・物の輸送・運搬に消費したエネルギーを表現した部門をいう。	39
エコドライブ	急加速や急減速、空ぶかしや長すぎるアイドリングを行わないなど、「環境に配慮した自動車運転」のこと。	21
オキシダント	オゾン(O <sub>3</sub> )が主成分の強酸化性物質。特徴のある刺すような臭気を有し、眼・気道粘膜を強く刺激し、めまい、吐き気を催す。いわゆる光化学スモッグの主因。	8、18、19、20
温室効果ガス	太陽からの日射は透過するが、地表面から放射される熱は、吸収する性質をもつ、地球温暖化の要因となっているガスのこと。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、排出抑制の対象とする温室効果ガスとして、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7種を指定している。	1、4、11、37、39、40、48
か行		
カーボンニュートラル	二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、植林、森林管理などによる吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。	4、6、7、11、14、16、51、53
拡大生産者責任	生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なりサイクルや処分について物理的又は財政的に一定の責任を負うという考え方をいう。	36
家庭ごみ	家庭から排出されるごみ。区が収集した「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「粗大ごみ」からなる。	10、33、38
環境基準	「環境基本法」の第16条に基づいて、政府が定める環境保全行政上の目標。人の健康を保護、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。	8、18、19
気候変動による影響への適応	気候変動により既に現れている影響や、中長期的に避けられない影響による被害に対して、人や社会、経済のシステムを調節することで影響を軽減するために講じること。	40、57
近隣公害	商店、飲食店などの営業音、家庭やビルでの冷暖房設備等による騒音、飲食店の調理に伴う悪臭等、特に発生源の周辺で公害になるもの。	20、21

用語	説明	頁
グリーンインフラ (グリーンインフラストラクチャー)	土地利用において自然環境の有する防災や水質浄化等の機能を人工的なインフラの代替手段や補足の手段として有効に活用し、自然環境、経済、社会にとって有益な対策を社会資本整備の一環として進めようという考え方。欧米では、洪水や下水処理の包括的な対策として、屋上緑化、透水性舗装、緑地や湿地の確保といった取組を進めている例が見られる。	29、46
グリーンなエネルギー	風力、太陽、バイオマス、水力など温室効果ガスの排出が少なく、環境への負荷が小さい自然エネルギーのこと。	11
クールスポット	人が通行や休憩等をする際の暑さを緩和するため、微細ミスト設備、散水設備、ひさし、緑などが配置された場所のこと。	17、29、47、48、57
クールビズ・ウォームビズ	平成 17 (2005) 年度から呼びかけが行われている地球温暖化対策の 1 つ。夏期は冷房時の室温 28℃、冬期は暖房時の室温 20℃を目安に、冷暖房を適切に使用しながら快適に過ごせる服装や取組が提唱されている。	53
光化学オキシダント	窒素酸化物 (NOx) や VOC (揮発性有機化合物) が太陽の紫外線を受けて化学反応を起こして発生する汚染物質。	20
コージェネレーションシステム (熱電併給システム)	1 つの燃料源から 2 つ以上のエネルギーを同時に得る方法。従来の電力のみを発生させている発電設備の場合、駆動機 (エンジン、タービン) などから出る排ガスや冷却水はそのまま捨てられていたが、コージェネレーションシステムでは、発電機で電力を供給し、かつ駆動機からの排ガスや冷却水などの排熱を回収し、冷暖房、給湯に有効利用することで高いエネルギー効率が得られる。そのため、省エネルギー、二酸化炭素排出削減に寄与する。	42、44、46
コンポスト容器	生ごみなどの有機物を微生物の働きによって発酵分解させる堆肥化を促進するための容器。	34
再生可能エネルギー	太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱などのエネルギー。一度利用しても比較的短時間で再生し資源が枯渇しないエネルギーであること、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しないエネルギーであることから、利用拡大が進められている。	11、17、40、41、42、44、45、48、53、57
サステナブル (サステナビリティ)	「持続可能性」または「持続することができる」という意味の言葉。渋谷区基本構想においては、「渋谷区に関わる人々の人生の豊かさを、永続的に続いてゆくものにするために大切にす視点」としている。	15、17、49、52、53、54、58、59
産業部門	最終エネルギー消費のうち、第一次産業及び第二次産業に属する法人または、個人の産業活動により、工場・事業所内で消費されたエネルギーを表現する部門。	39

用語	説明	頁
さんまるいちまる 3010 運動	会食や宴会の時の食べ残しを減らすための取組。 最初の 30 分間と最後の 10 分間は、自分の席に戻って、再度料理を楽しみましょう、と呼びかけて、食品ロスを削減するもの。	34
事業系ごみ	区が収集した「可燃ごみ」、「不燃ごみ」と許可業者（区の許可を受けた一般廃棄物処理業者）等により直接清掃工場等に持ち込まれる「持込ごみ」のこと。	10、17、 33、36、 37
持続可能な開発 （サステナブル・ディベロップメント）	昭和 62（1987）年に「環境と開発に関する世界委員会」（ブルントラント委員会）が公表した最終報告書にある概念で、「将来の世代の欲求を満たしつつ、現在の世代の欲求も満足させるような開発」と定義されている。平成 4（1992）年に開催された「国連環境開発会議」等を経て、環境保全と経済成長に加えて、途上国の貧困や教育など人間の社会的側面の充実の重要性が指摘されるようになった。	1、4
持続可能な開発のための 2030 アジェンダ	平成 27（2015）年 9 月にニューヨーク・国連本部で開催された国連サミットで採択された、平成 28（2016）年から令和 12（2030）年までの国際社会共通の目標。持続可能な開発目標（SDGs）として 17 のゴールが掲げられており、少なくとも 12 のゴールが環境に関連している。	1
渋谷地区駐車場 地域ルール	東京都駐車場条例（以下「都条例」）に基づく駐車場ルールであり、都条例に基づく附置義務駐車施設を対象とする。地域の駐車課題を踏まえた駐車施策を実施することにより、附置台数の減免を認めている。また、建築物の規模や周辺交通状況等を勘案し、駐車場の隔地確保を積極的に認めている。	21、45
市民緑地制度	土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者と地方公共団体又は緑地管理機構が契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度。これにより、地域の人々が利用できる公開された緑地が提供される。	29
食品ロス	本来食べられるのに廃棄されている食品・食材のこと。	17、33、 34、38、 56
スマートエネルギーネットワーク	1つの燃料源から2つ以上のエネルギーを同時に得るコージェネレーションシステム（熱電併給システム）を核とし、再生可能エネルギーや未利用エネルギーも組み合わせることで全体最適化をはかる分散型エネルギーシステムのこと。電気と熱を組み合わせることで同じ土地で発電し、電気と熱の消費を行うことによって、エネルギーの効率的な利用と二酸化炭素の削減を図ることができる。	45
生物多様性	生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。現在の生物がみせる空間的な広がりや変化のみならず、生命の進化・絶滅という時間軸上のダイナミックな変化を包含する幅広い概念。	1、7、 17、25、 27、28、 31

用語	説明	頁
た行 ダイオキシン類	有機塩素化合物の一種。大きく分けるとポリ塩化ジベンゾパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン、コポラナーポリ塩化ビフェニルの3種類に分類される。発ガン性や生殖異常を引き起こすなどの毒性が報告されている。	21
地域冷暖房システム	熱供給プラントやその他熱の発生する施設から周辺地域へのビルや住宅に蒸気や温水等を供給することで大気汚染の防止やエネルギー利用の効率化を図るシステム。熱源としてはボイラーのほか、海水の持つ潜熱やごみ焼却処理施設の余熱、コージェネレーションシステム等が使われる。	45
低公害車	窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境性能に優れた自動車のこと。	18、21、42
透水性舗装	道路や歩道を間隙の多い素材で舗装して、舗装面上に降った雨水を地中に浸透させる舗装方法。地下水の涵養や集中豪雨等による都市型洪水を防止する効果があるため、主に、都市部の歩道に利用されることが多い。	46、47
都市型水害	都市独特の浸水による被害形態のこと。都市では、都市化の進展により雨水が地中に浸透する割合が低くなり、短時間に大量の雨水が河川や下水道に集まるようになっている。また、都市機能の集積などにより、地下室への浸水による電気設備の故障など、従来と異なる被害形態が発生している。	17、41、46
な行 燃料電池	水素と酸素の化学的な結合反応によって生じるエネルギーにより電力を発生させる装置のこと。 この反応により生じる物質は一酸化二水素、即ち水（水蒸気）だけであり、クリーンで、高い発電効率が見られる。	40、42、43、44、46
は行 パリ協定	平成27（2015）年12月パリで開催されたCOP21で採択された令和2（2020）年以降の気候変動対策の新たな国際的枠組み。世界共通の長期目標として、産業革命前から平均気温の上昇を2℃未満に保ち、1.5℃以下に抑える努力を追求することを明記し、今世紀後半には温室効果ガスの実質的な排出をゼロとする目標を掲げた。	1
パートナーシップ	友好的な協力関係。	49、52、59
ヒートアイランド現象	都市活動におけるエネルギー消費の増大や緑地の減少により都市部の気温が上昇し、郊外に比べて高くなること。	17、25、29、40、47、48、55、57
ファシリテーター	会場など複数の人が集う場において、議事進行を務める人のこと。中立な立場を守り、参加者が持っている力を引き出しながらプログラムを進行していく支援者・促進者。	52



用語	説明	頁
フードバンク	「食料銀行」を意味する社会福祉活動。まだ食べられるのに、様々な理由で処分されてしまう食品を、食べ物に困っている施設や人に届ける活動をいう。	33、34
フードドライブ	家庭で余っている食品等を持ち寄り、それらをまとめて福祉団体や施設、フードバンクなどに寄付する活動のこと。	33、34
微小粒子状物質 (PM2.5)	大気中に漂う粒径2.5 $\mu\text{m}$ *以下の粒子状物質。呼吸器系の奥深くまで入りやすいことなどから、人の健康に影響を及ぼすことが懸念されている。 ※ $\mu\text{m}$ ：マイクロメートル（1ミリの千分の1）	20
浮遊粒子状物質 (SPM)	大気汚染物質の一つで、大気中に浮遊している粒径10 $\mu\text{m}$ 以下の粒子状物質のこと。発生源は、工場のばい煙、自動車排出ガスなどの人の活動に伴うもののほか、自然界由来（火山、森林火災など）のものがある。	18、20
保存樹木等指定制度	民有地内にある規定以上の樹木について、本区が指定していることを示す保存樹木プレートを設置し、所有者が樹木を良好な状態に維持管理することを条例で定めたもの。	26
ま行 未利用エネルギー	都市内部における生活・業務・生産活動の結果として生じ、そのままか、あるいは、殆ど有効に回収されることなく環境中に放出されている各種温度の熱エネルギー、ならびに自然に豊富に存在するものでその活用が都市環境に生態学的に影響を与えないと思われる自然エネルギーをいう。	11、40、41、45、57
民生家庭部門	最終エネルギー消費のうち、家計が住宅内で消費したエネルギー消費を表現する部門。	11、39
民生業務部門	家計が住宅内で消費したエネルギー消費と第三次産業（水道・廃棄物・通信・商業・金融・不動産・サービス業・公務など）に属する企業・個人が、事業所の内部で消費したエネルギー消費などを表現する部門。	39
や行 要請限度	区市町村長は、指定地域内における自動車騒音又は道路交通振動について、道路の周辺的生活環境が著しく損なわれると認められるとき、公安委員会、各関係行政機関に措置の要請や意見を述べる事ができる。要請限度はその基準となる数値。	19、21
ら行 リターナブル容器	繰り返し洗浄して使用される容器。以前より一升びんやビールびん、牛乳びんなどに用いられている。何度も繰り返し利用できるため、回収率、距離、回転率の条件がそろえば使い捨て容器に比べて環境負荷が低い。	36、56
緑視率	人間の視野に占める樹木や草地などの緑被の量であり、視点高約150cmの視野における緑被の割合。	9、26、29、30

用語	説明	頁
緑被率	ある区域に占める樹木や草花で被覆された土地（緑被地）の面積の割合。	9、25、 26、30
緑化地	樹木、草花を植栽した土地のこと。	46

## 渋谷区環境基本計画 2023

編集・発行 令和5（2023）年4月  
渋谷区 環境政策部 環境政策課  
電話 03-3463-1211（代表）

表紙デザイン 365ブンノイチ・金安亮

